# 第５章　医療機関、福祉施設に対する調査

Ⅰ　調査の内容

医療機関、福祉施設が保有する優生手術等に関する資料・記録等を把握、収集するため、調査を実施した。

調査対象、依頼内容等の概要は次のとおりである[[1]](#footnote-2)。

|  |
| --- |
|  |
| 調査対象：①厚生労働省が平成30年に実施した「医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況調査」（調査結果は下記参照。）において、優生手術に関する個人記録が「ある」又は「ある可能性がある」と回答した医療機関及び福祉施設＊（③に該当する施設を除く。）のうち、調査時点で現存することが確認できた184医療機関、185福祉施設　　＊個別の医療機関・福祉施設名は、厚生労働省から提供された。②「第4章　地方自治体に対する調査」に際して都道府県等から提供された資料（省令様式、ケース記録等）において施設名が数回確認された①以外の施設のうち、調査時点で現存することが確認できた50医療機関、2福祉施設③国立ハンセン病療養所及び①の厚生労働省が実施した「医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況調査」において、優生手術に関する個人記録が「ある」又は「ある可能性がある」と回答した国立ハンセン病療養所を除く国の施設（以下本章において「厚生労働省関係施設」という。）（15施設）依頼内容：調査票への回答及び保有している優生手術に関する資料等の写しの提供調査手法：①及び②の施設については、郵送により優生手術関連資料等の保有状況、優生手術の実施状況等についての調査票への回答及び保有資料の写しの提供を依頼し、郵送により調査票等の回収を行った（一部、電子メールによる回答を含む。）。また、③の施設については、厚生労働省を通じて調査票への回答及び保有資料の写しの提供を依頼し、同省を通じて調査票等の回収を行った。調査実施期間：①及び③の施設については、令和4年3月14日から同年6月30日まで　　　　　　　②の施設については、令和4年9月2日から同年10月31日まで　　　　　　　（①及び②の施設については、実施期間後に提出があったものについても調査結果に反映している。） |
|  |

|  |
| --- |
|  |
| 【参考】医療機関・福祉施設、保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況調査結果（厚生労働省）（抜粋）２．調査結果の概要（１）医療機関・福祉施設調査

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 調　査対象数 |  |  |  |  |
| 回答数 | うち、個人記録があると回答した施設数 | うち、個人記録がある可能性があると回答した施設数 |
| (回答率) |
|  |  | 　人　数 |
| 医療機関 | 103,914 | 55,164（53％） |  55 | 657人 | 145 |
| 福祉施設 | 4,241 | 3,352（79％） | 121 | 843人 | 72 |
| 計 | 108,155 | 58,516（54％） | 176 | 1,500人 | 217 |

※平成30年10月31日の公表後に都道府県等から訂正の報告があったため、一部件数を訂正している。（出典）厚生労働省ウェブサイト<https://www.mhlw.go.jp/content/11925000/000484431.pdf> |
|  |

Ⅱ　調査結果

医療機関、福祉施設及び厚生労働省関係施設のそれぞれにおける調査票の回答状況は、表 79のとおりであった。

表 79　調査対象からの回答状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の種類 | 調査対象施設数 | 回答施設数 | 回答率 |
| 医療機関 | 234 | 155 | 66.2% |
| 福祉施設（注） | 183 | 115 | 62.8% |
| 厚生労働省関係施設 | 15 | 15 | 100.0% |
| 合計 | 432 | 285 | 66.0% |

（注）福祉施設の調査対象施設数187のうち回答のあった119施設の中で、5施設から共通した1件の回答があったため、調査対象は183、回答施設数は115として整理した。

また、医療機関、福祉施設及び厚生労働省関係施設の各施設から提供された資料の整理・分析を行った。

提供された資料の中には、人権上不適切な語句、表現等が見られる場合があるが、旧優生保護法施行当時の社会情勢等を考慮して、そのまま引用した。また、誤字脱字と思われる箇所、旧仮名遣い等も、原文のまま引用した。さらに、提供された資料の中で、マスキング処理が施されていた箇所は■で表記し、判読が困難な語句等は〓で代用した。なお、引用に当たり、個人情報又は個人の特定につながりかねない情報については、［個人名］［地名］［施設名］［年月日］等で表記することとした。

１　医療機関

（1）医療機関が有していた診療科

調査票への回答があった155施設が昭和23年から平成8年の間で有していた診療科は、表 80のとおりであった。

表 80　回答医療機関が有していた診療科（複数回答）（施設数）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 精神科 | 神経科 | 産科 | 婦人科 | その他の優生手術に関連する診療科 |
| 91 | 37 | 94 | 91 | 21 |

（注）精神科及び神経科を共に有していた医療機関は35施設、産科及び婦人科を共に有していた医療機関は88施設であった。「その他の優生手術に関連する診療科」では、泌尿器科15施設、産婦人科4施設、外科1施設、空欄1施設であった。

（2）調査票への回答内容

（ⅰ）優生手術関連資料等の保有状況について

|  |
| --- |
| 問１　貴医療機関の優生手術に関する記録や資料等の保有状況について、当てはまるものを選択してください。（☑は１つ）□保有している　　□保有している可能性がある　　□保有していない又はその可能性が高い□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

優生手術に関する記録や資料等の保有状況を尋ねたところ、「保有している」が25施設（16.1％）、「保有している可能性がある」が22施設（14.2％）、「保有していない又はその可能性が高い」が92施設（59.4％）であった。「その他」16件（10.3％）では、「優生手術は実施していない」、「手術記録はあるが、優生手術かどうかの特定が困難」とする回答が多かった。〔表 81参照〕

表 81　医療機関における資料等の保有状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施設数 | 割合 |
| 保有している | 25 | 16.1% |
| 保有している可能性がある | 22 | 14.2% |
| 保有していない又はその可能性が高い | 92 | 59.4% |
| その他 | 16 | 10.3% |
| 合計 | 155 | 100.0% |

|  |
| --- |
| 問２　問１で「保有している」と回答いただいた方に伺います。下記から保有している資料等の種類について当てはまるものを選択してください。（☑はいくつでも）当てはまらない資料等がある場合は「その他」に具体的な内容をご記入ください。□優生手術申請関係書類（優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録）□優生手術決定関係書類（優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録）□その他優生保護審査会関係書類（優生保護審査会の資料、議事録等の記録）□診療記録（カルテ等）又はケース記録□優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

問1で資料等を「保有している」と回答した25施設に、保有している資料等の種類について尋ねたところ、「診療記録（カルテ等）又はケース記録」が15施設と最も多かった。次いで「優生手術申請関係書類」が9施設、「優生手術決定関係書類」が7施設であった。「その他」4施設のうち3施設は手術台帳であった。〔表 82参照〕

表 82　医療機関が保有している資料等の種類(複数回答)

|  |  |
| --- | --- |
|  | 施設数 |
| 優生手術申請関係書類 | 9 |
| 優生手術決定関係書類 | 7 |
| その他優生保護審査会関係書類 | 1 |
| 診療記録（カルテ等）又はケース記録 | 15 |
| 優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料 | 0 |
| その他 | 4 |

（注）問１で「保有している」以外の回答をした施設からも回答があったが、上記の施設数には含めていない。

|  |
| --- |
| 問３　問１で「保有している」と回答いただいた方に伺います。当該保有している優生手術に関する記録や資料等について、当方に写しを提供していただくことは可能ですか。（☑は１つ）□資料の全てを提供できる　　　□資料の一部を提供できる　　　□資料を提供できない□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）資料等の全て又は一部を提供いただけない場合、差し支えない範囲でその理由をお知らせください。 |

問1で資料等を「保有している」と回答した25施設に、保有している記録や資料等について写しの提供は可能か尋ねたところ、約半数から「資料の全てを提供できる」との回答があった。「資料の一部を提供できる」又は「資料を提供できない」と回答した理由は、個人情報保護の観点、膨大な量のカルテがあるため優生手術を行った患者のカルテを探し出すことは困難とするもの等であった。〔表 83参照〕

表 83　医療機関の保有資料の提供（意思）状況

|  |  |
| --- | --- |
|  | 施設数 |
| 資料の全てを提供できる | 12 |
| 資料の一部を提供できる | 8 |
| 資料を提供できない | 3 |
| その他 | 2 |
| 合計 | 25 |

（注）表 82の（注）に同じ。

##### （ⅱ）優生手術の実施状況等について

　問4から問7では、医療機関が保有する記録や資料等のほか、現・元職員の証言等に基づいて、可能な範囲での回答を依頼した。

　調査票への回答は、以下のとおりであった。

|  |
| --- |
| 問４　本人の同意のない優生手術の承認申請又は執刀を行う際、将来子供を作ることができなくなることについて、患者の方・障害をお持ちの方本人に説明をしていましたか。当時の状況等について、何かご存じのことがあれば下記にご記入ください。 |
| **【説明をしているとするもの】（3件)** |
| 〇医師が説明し、助産師看護師がフォローしていました。 |
| 〇必ず説明しています。 |
| 〇してあります。 |
| **【その他】（8件）** |
| 〇［病院名］から優生手術目的で、入院していた方が多かったようです。手術の同意や説明については［病院名］実施していたと思われます。 |
| 〇本人の同意のない優生手術は行っていない。（4件） |
| 〇当時の産婦人科医師よりそういった場合には必ず同意を取っていたと聞いている。 |
| 〇経済的な理由で検討され施行されていた様です。 |
| 〇当院では優生手術を行っていない。 |
| **【なし・不明等】（57件）** |
| **【無記述】（87件）** |

|  |
| --- |
| 問５　本人同意による優生手術であっても、患者・障害者本人の意思確認が不十分であったり、周囲からの圧力によりやむを得ず同意したといった事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。 |
| 〇障害者施設に入所するにあたり、月経の始末が不可という事で手術を受けさせられたと推測される。 |
| 〇精神疾患のある患者さん（女性）が、［地名］の開業医で不妊手術を受けさせられた事例があり、7、8年前に報告書を書きました。だいぶ前のことなので、IDを同定できませんでした。 |
| 〇当時のスタッフは不在です。今まで勤務していた施設では、すべて同意書をもらっています。 |
| 〇当院では優生手術を行っていない。 |
| **【なし・不明等】（59件）** |
| **【無記述】（92件）** |

|  |
| --- |
| 問６　優生手術を行う際、法令で定められた術式（精管切除結さつ法等）ではなく、子宮の摘出や放射線照射といった術式が用いられた事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。 |
| 〇2件判明　①昭和15年生、昭和41年［月］入所の方の記録「17才時子宮摘出術施行の為、月経を見ぬ」②昭和23年生、昭和41年［月］入所の方の記録「月経始末が出来ないためope.」 |
| 〇保有する記録において「卵巣膿腫摘出術」2件を確認。記録以外の状況については不明 |
| 〇当時の産婦人科医師からはそういった事例も聞いたことはあるが詳細はわからないと聞いている。 |
| 〇当院では優生手術を行っていない。 |
| **【なし・不明等】（58件）** |
| **【無記述】（93件）** |

|  |
| --- |
| 問７　昭和24年以降、国は、優生手術の際にやむを得ない限度において身体拘束や嘘をついて欺くことも認める旨、各自治体に通知していました。そのような手段を用いて優生手術が行われた事例を聞いたことがありますか。他の医療機関での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。 |
| 〇麻酔をかけるときの安全確保のための拘束しか存じないです。 |
| **【なし・不明等】（60件）** |
| **【無記述】（94件）** |

##### （ⅲ）その他

|  |
| --- |
| 問８　上記のほか、優生手術等の実施をめぐりご存知の事項、このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策についてご意見等があれば、下記にご記入ください。 |
| **【人権尊重、差別のない社会の実現に関する意見】（6件）** |
| 〇全く人権を無視した行為だと思います。当時は本人の同意がなくても都道府県審査会に申請し障害者に対し強制不妊の手術が行えるものだったと聞きます。又当時は周囲からそのような手術へ障害者を追い込むような事もあったと思います。障害者と一緒に協力し合い生活が送れることが理想だと思います。現実は厳しいかもしれませんが、「いのちを分けない社会」「差別のない社会」を望みます。 |
| 〇当院の産婦人科医師より、人権を尊重する医療を行っていくことが大事であるとご意見頂いた。 |
| 〇障害の有無にかかわらず、優生手術は人権無視の行為であり、悲しい出来事である。言語道断の行為である。 |
|  |
| 〇特定の障害や疾患により、本人の同意なく生殖能力を奪われる事はあってはならないと思いますし、今後起こらないようにする必要があります。特に医療に関する政策決定におかれましては、科学的見地に基づき行われること、また、科学的見解に政治の恣意的な介入を許さない仕組み、誤りがあった場合早急に改められる態度が求められると考えます。 |
|  |
| 〇国が権力を行使し、個人の人権を侵害するような行為を医療従事者に命じることのないようにしていただきたい。 |
| 〇本件については、日本産婦人科学会の声明が、今夏開催された学術講演会において公開されている。優生手術の歴史的経緯を認識し、後進にも伝え、基本的人権を蔑ろにしないよう努めていく。 |
| **【教育等に関する意見】（4件）** |
| 〇差別や偏見をなくす教育、社会の認識を確立することが大事 |
| 〇疾病や障害の有無にかかわらず、共に社会に生き、社会を構成する者として尊重しあうことをあたり前に受け止めることができるような、人材教育、ダイバーシティの推進 |
| 〇さすがに現代では優生手術が行われることはないでしょうが、優生思想自体は未だ少なくない国民の意識に存在していると思います。相模原の事件においても、施設の防犯体制や犯人の措置入院についての問題点等が取り沙汰されていましたが、根本にあるのは優生思想だと考えます。医療・福祉関係者にとって、ノーマライゼーションやインクルージョンという言葉が常識になって久しいですが、一般市民との間には大きな隔たりがあります。学校教育等、国民意識を変容するための取り組みが“このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策”であると思います。 |
| 〇日本には様々な人権問題があります。女性、子供、高齢者、障がい者、LGBT、外国人に対する虐待などです。政府や国民は、人権尊重の精神を持ち、人権が尊重される社会の実現を目指す必要があります。そのためには、人権教育及び人権啓発運動を強力に進めていく必要があります。小学生の頃から、教科書や教材を用い、人権教育を行ったり、市民向けのシンポジウムを開いたりして教育や啓発を行っていくことが重要と考えます。旭川女子中学生がいじめにより凍死した事件や名古屋入管でウィシュマさんが死亡した事件を見るにつけ日本ではまだまだ人権意識が低いと感じます。他人を尊重し、人権侵害を許さないという世論を涵養していくのが国の務めだと思います。 |
| **【その他】（9件）** |
| 〇私の年代でも医学教育の中でそういう教育を受けた事はない。本人の同意のない手術は医師は行わない。 |
| 〇本人が希望するときに手術（中絶手術・不妊手術）を配偶者の同意がないと受けられないことと、根本は同じものではないでしょうか。 |
| 〇時代に対応して制度の変更が可能にすること。 |
| 〇現在の日本における医療の倫理観から同様の事が起こるとは思えませんが、そもそもこうした法律が作られた前の十分な議論が行われる環境をしっかりと整備される事を望みます。 |
| 〇現在の病識で過去に行われたことを断罪するのは、いかがなものかと考える。 |
| 〇資料等がなく回答できない。（3件） |
| 〇担当者に確認し、当院では実施していないと認識しております。 |
| **【なし等】（22件）** |
| **【無記述】（114件）** |

（3）医療機関から提供された資料の記載内容等

　21医療機関から、保有する約600枚[[2]](#footnote-3)の優生手術に関する資料の写しが提供された。

提供された資料の中には、昭和60年から平成8年までの66人分の医療機関が独自に使用した優生手術実施承諾書があった。当該承諾書は、本人と配偶者等の同意者が連名で署名する形式となっており、「万一手術その他治療中如何なる変症を生じても絶対に異議申立しないことを誓います」等と記載されていた。

このほかの提供された資料における優生手術に関する記載内容を、以下の項目に分けて整理した。

（ⅰ）福祉施設の関与等

医療機関から提供された資料によると、子宮摘出等を行うことは、優生手術の術式としては認められていなかったにもかかわらず、福祉施設の施設長等が生理を止める目的で手術を希望した事例が見られた。また、家族と施設の担任が手術を希望していた事例、福祉事務所が優生手術に関して医療機関を紹介していた事例等が見られた。それらの主な事例は、次のとおりであった。

福祉施設、行政機関の関与等の主な事例

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和30年代後半、10歳代後半、女性、「****Schwachsinn**[[3]](#footnote-4)**」**・現病歴［患者と同行した施設の学園長の名刺が添付。］「［施設名］入園日［略］Sterilisation operation[[4]](#footnote-5) のため入院（優生保護法だが、mensを stoppen～〓する為 Resectio ovarii[[5]](#footnote-6)の必要あり）」との記載。　・経過「［年月日］［施設名］園長と保母同道にて優生手術を目的として入院（Mensをとめて欲しいという特別の希望あり）」との記載。［翌日の日付けで「Operation」との記載。］**〇昭和40年代後半、30歳代前半、女性、精神薄弱**　・精神薄弱者状況調査表「［年月日］Mensesに関する■■の心配1）いたずらされてSS[[6]](#footnote-7)にでもなったらこまる2）生理処理不能　以上の2点から優生手術を希望guidance1）優生手術決定までの親としての心構えの問題2）その決定が出来たら市民病院gyne[[7]](#footnote-8)受診し相談すること」との記載。［所長、次長、児童福祉司等の押印あり。］**〇昭和50年代前半、10歳代後半、男性、「SchwachsinnでEpilepsie**[[8]](#footnote-9)**」**・外来診療録「生来　SchwachsinnでEpilepsieとのDiag[[9]](#footnote-10)を受けたことがある。現在■■に入園しているが、最近OnanieからKoitus[[10]](#footnote-11)があるらしい。Vasektomie[[11]](#footnote-12)を希望（Famille[[12]](#footnote-13)と担任の先生）Kranke[[13]](#footnote-14)は会話も十分できない。」との記載。**〇平成以降、20歳代前半、女性、「精神薄弱」**・入院病歴総括「精薄のため卵結希望にて入院（福祉より紹介）［月日］卵管結紮術施行［月日］退院となる」との記載。［福祉事務所の係長の名刺が添付。］「〔妊娠歴〕分娩2回　自然流産2回」「〔現病歴〕精薄Rfのため分娩2×しているが全く父親判らず」との記載。 |
|  |

（ⅱ）帝王切開・人工妊娠中絶等と同時期に行われた優生手術等の記録

医療機関から提供された資料によると、帝王切開での分娩（死産を含む。）、人工妊娠中絶又は虫垂炎切除術と優生手術の記録がいずれも診療録等に記載されていた事例が見られた。それらの主な事例は、次のとおりであった。

他の手術等と優生手術の記録が記載されていた主な事例

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和30年代後半、30歳代前半、女性、「schizophrenie[[14]](#footnote-15)」**・病歴「人工中絶と優生手術を主目的として入院し、［病院名］で処置す。以後、当院で若干の静養期間をおき退院した。」との記載。［優生手術適否決定通知書添付。］**〇昭和30年代後半、30歳代前半、女性、「schizophrenie」**・病床日誌「［月日］優生手術施行　人工妊娠中絶（措置）避妊手術（優保）」との記載**〇昭和40年代前半、20歳代後半、女性、病名不明**・手術記録「～Kaiserschnitt[[15]](#footnote-16)　2）Tubensterilisation[[16]](#footnote-17)［略］優生保護法　（死産届　妊6）」との記載。**〇昭和40年代前半、20歳代後半、女性、病名不明**・手術記録「〓 Kaiserschnitt ［略］死産届　優生保護法適用」との記載。**〇昭和40年代後半、20歳代前半、女性、病名不明**　・文書名不明「臨床診断　優生保護法適用　虫垂切除」「術後診断　do. + right ovarial cyst [[17]](#footnote-18)」［盲腸と卵巣・子宮上部（右卵巣に斜線：multiple Ovarial cyst）の手書きの図が記載されている。］ |
|  |

##### （ⅲ）その他優生手術に関する主な記載内容

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和20年代後半、10歳代前半、女性、病名不明**・利用者台帳「優生手術で卵巣を1つ除去。その後残り1つをしばる。（［年月日］母親より報告」との記載。**〇昭和40年代前半、30歳代前半、女性、「Schwachsinn」**・外来診療録「優生手術のための診断書病名　遺伝性精神薄弱発病後の経過 生来、知能の発育がおそく義務教育の小学校も、只、学校へ遊びに行っただけである。［略］遺伝性のものでないと、Ope.に対し、国からの補助が出ないとのこと。」との記載。［「Schwachsinnを棒線で消して「遺伝性精神薄弱」、現在の精神状態「精神薄弱」を棒線で消して、「痴愚」と書き換えたメモ書きが記載されている。］・手術台帳（切り抜き）に「腹式卵管結紮術　試験的把掻術」との記載。**〇昭和40年代後半、年齢不明、女性、病名不明**・ケース台帳「［年］双生児出産 その頃より■保健婦の世話になる。［年］双生児の一人ミルクを飲みながら窒息死する。その期に優生手術を受ける。」との記載。**〇年代・年齢不明、男性、病名不明**・文書名不明「だまされて入院させられた。今はどこも悪くないから退院させてほしい　等他患の代筆したBriefをよこす。ダンスで女の人と手をつなぐとその人が妊娠するのではないかと心配になる。「先生俺なして手術したのっしゃ。」とSterilisationのことを気にして色々ききにくる。」との記載。**〇年代不明、10歳代後半、女性、「精神薄弱」**・神経・精神科診療録月経の欄に「始末が出来ない－Ope」との記載。**〇年代・年齢・病名不明、女性**・重度加算判定資料排泄の欄に「生理の手当。※優生Ope済。」との記載。 |
|  |

２　福祉施設

（1）福祉施設の施設種別

調査票への回答があった115施設[[18]](#footnote-19)の施設種別件数は、表 84のとおりであった。

表 84　福祉施設の施設種別件数（複数回答）（施設数）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 障害者支援施設 | 障害児入所施設 | 保護施設 | その他 |
| 88 | 12 | 12 | 8 |

（注）複数の種別を選択している施設（施設の併設等）があった。

（2）調査票への回答内容

（ⅰ）優生手術関連資料等の保有状況について

|  |
| --- |
| 問１　貴福祉施設の優生手術に関する記録や資料等の保有状況について、当てはまるものを選択してください。（☑は１つ）□保有している　　□保有している可能性がある　　□保有していない又はその可能性が高い□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

優生手術に関する記録や資料等の保有状況を尋ねたところ、「保有している」が51施設（44.0％）、「保有している可能性がある」が8施設（6.9％）、「保有していない又はその可能性が高い」が43施設（37.1％）であった。「その他」12施設（10.3％）では、入所時等の記録に手術を受けたという記述が残っている旨の回答が6施設と最も多かった。〔表 85参照〕

表 85　福祉施設における資料等の保有状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施設数 | 割合 |
| 保有している | 51 | 44.0% |
| 保有している可能性がある | 8 | 6.9% |
| 保有していない又はその可能性が高い | 43 | 37.1% |
| その他 | 12 | 10.3% |
| 無記入 | 2 | 1.7% |
| 合計 | 116 | 100.0% |

（注）複数の項目を選択している施設が1施設あったため、保有状況の合計と施設数は異なる。

|  |
| --- |
| 問２　問１で「保有している」と回答いただいた方に伺います。下記から保有している資料等の種類について当てはまるものを選択してください。（☑はいくつでも）当てはまらない資料等がある場合は「その他」に具体的な内容をご記入ください。□優生手術申請関係書類（優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録）□優生手術決定関係書類（優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録）□その他優生保護審査会関係書類（優生保護審査会の資料、議事録等の記録）□診療記録（カルテ等）又はケース記録□優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

問1で資料等を「保有している」と回答した51施設に、保有している資料等の種類について尋ねたところ、「診療記録（カルテ等）又はケース記録」が32施設と最も多かった。次いで、「優生手術決定関係書類」が11施設、「優生手術申請関係書類」が10施設であった。「その他」としては、入所時の記録や行政機関からの入所依頼関係書類、旧優生保護法一時金支給請求関係書類等であった。〔表 86参照〕

表 86　福祉施設が保有している資料等の種類（複数回答）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 施設数 |
| 優生手術申請関係書類 | 10 |
| 優生手術決定関係書類 | 11 |
| その他優生保護審査会関係書類 | 4 |
| 診療記録（カルテ等）又はケース記録 | 32 |
| 優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌、会報誌、記念誌等の記事を含む資料 |  3 |
| その他 | 18 |

（注）問1で「保有している」以外の回答をした施設からも回答があったが、上記の施設数には含めていない。

|  |
| --- |
| 問３　問１で「保有している」と回答いただいた方に伺います。当該保有している優生手術に関する記録や資料等について、当方に写しを提供していただくことは可能ですか。（☑は１つ）□資料の全てを提供できる　　　□資料の一部を提供できる　　　□資料を提供できない□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）資料等の全て又は一部を提供いただけない場合、差し支えない範囲でその理由をお知らせください。 |

問1で資料等を「保有している」と回答した51施設に、保有している記録や資料等について写しの提供は可能か尋ねたところ、約6割の施設から「資料の全てを提供できる」との回答があった。「資料の一部を提供できる」又は「資料を提供できない」と回答した理由は、個人情報保護の観点とするもの等であった。〔表 87参照〕

表 87　福祉施設の保有資料の提供（意思）状況

|  |  |
| --- | --- |
|  | 施設数 |
| 資料の全てを提供できる | 30 |
| 資料の一部を提供できる |  9 |
| 資料を提供できない | 10 |
| その他 |  2 |
| 合計 | 51 |

（注）表 86の（注）に同じ。

##### （ⅱ）優生手術の実施状況等について

　問4から問8では、福祉施設が保有する記録や資料等のほか、現・元職員の証言等に基づいて、可能な範囲での回答を依頼した。

調査票への回答は、以下のとおりであった。

|  |
| --- |
| 問４　貴施設の入所者・利用者のうち、優生手術を受けた方はいらっしゃいましたか。いらした場合、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯・優生手術が入所者・利用者のその後の生活に与えた影響等を下記にご記入ください。 |
| **【行政・施設・親の関与に関する事例】（7件）** |
| 〇すでに亡くなった方だが男性で重度の利用者さんで、手術については父親が希望して行ったとの記録を確認したことがある。その方については表出コミュニケーションが限られており正確ではないと思うが手術をしたことでの影響はないか少ないと思う。 |
| 〇入所される以前に、それぞれのご家族の都合により、優生手術を実施された方がいた。その後の生活に大きな影響はなかった。 |
| 〇［年月］に入所した利用者が、昭和54年、［地名］の病院にて手術を受けている様子です。それ以外の詳細は不明です。その利用者は、現在も当学園で元気に過ごしています。 |
| 〇ご家族からの話「面会時に国の政策方針によるとの学園側からの説明が両親と私（姉）が受け話し合い優生手術適否決定通知書を受けて、優生保護法の規定審査の結果通知を受け承諾しました。」 |
| 〇児童福祉施設に入所中に親御さんの同意のもと手術をうける　本人の同意のもとではない。 |
| 〇ぐ犯ケース[[19]](#footnote-20)として、少年鑑別所から出身県に戻され、長く精神科の病院に置かれ、地元の婦人保護施設での困難ケースとして当施設に入所になり、行先なくいまも入所されていますが、入所後落ちついており結婚・出産の可能性もあったと思はれ本人の人生を大きく制約したと思います。 |
| 〇元職員から、施設の判断で入所児童や保護者の了解を得ないまま手術をしていたとの話を聞いたことがある。 |
| **【性的トラブルを避けるための手術の事例】（3件）** |
| 〇当施設で優生手術を受けた利用者が2名おります。手術を受けた理由、経緯については不明ですが、「調査表」という書類に、異性への関心が大きいと読みとれる記載、「［年月］優生手術」との記載がありました。もう1名の方については、本人のプロフィールに「優生手術」と記載がありました。また、年下の女子を居室に連れ込み、ワイセツな行為を行ったとの記載がありました。 |
| 〇措置（行政処分）による施設入所だったこともあり、本人の意思とは別に、集団生活を送る際の性的トラブルを避ける目的で、優生手術に至ったケースが多い。人としての尊厳より、優生思想や社会防衛思想が強かった時代背景がある。被害を受けた方にとって、その後の子どもを持つ、産む、育てるといった豊かな人生を強制的に奪った事実は、しっかりと受け止める必要がある。 |
| 〇いる。（3人）そのうち2人は軽はずみに異性と性的関係を持ってしまうため不妊手術が行われた模様。その2人のうち1人は「あたしはやっても（性的関係を持っても子供はできないから）大丈夫」と言って、手術後も他の利用者と性的関係を持つことがあったと聞いている。もう1人については不明。 |
| **【生理を止めるための手術の事例】（3件）** |
| 〇生理がなくなるように母に連れられて手術を行った。生理がなくなりさっぱりとしたと話している（本人談）。 |
| 〇別添資料［\*］参照［\*別添資料は指導経過記録等で、その内容は、母親が、生理が始まったら生理を止めるための優生手術をすることを強く希望し、施設側が反対するも生理が始まったところで手術を行ったというケースについて詳述］ |
| 〇当施設が統合される前の施設で受けた方が数名います。当時を詳しく知る職員も退職し詳細は分かりませんが、数名の保護者からの聞き取りをした内容では、優生手術が行われたのは、昭和40年頃の初潮を迎えたばかり頃の女子が対象であったようです。生理や出産の意味も分からないまま、「生理がないと楽だろう。」「生理の手当てが面倒くさく無くなる。」「もし何か過ちがあったら困るだろう。」などの説明が職員からあり、手術を進めるような説得、雰囲気の中で決断をしたとのこと。その後の生活に影響については、女性ホルモンのバランスの崩れから不調になっても訴えることも出来ない、精神的に不安定になった方もおられますが因果関係は分からないとのことでした。 |
| **【子宮等の摘出等の事例】（5件）** |
| 〇別紙資料［\*］のとおり。［\*都道府県精神薄弱児施設の新規入所状況調査票に、「脳性麻痺・小頭症」の女性が優生手術を受けたとする（子宮1/3程摘出）記載があり、健康診断書、旧優生保護法一時金等支払通知書添付。］ |
| 〇入所時の病歴聴取の記録に以下の3名の該当あり。1．「14才頃、優性手術で卵巣を1つ除去。その後残り1つをしばる。（母親より報告）」2．「優性手術を受ける。」3．「19才の時、優性手術を受ける。」 |
| 〇当園の現在［年齢］歳の女性利用者が、児童施設に在籍していた16歳の時に、虫垂炎のため、子宮切除の手術を受けた。 |
| 〇記録上では1名。胆石の検査をした際、婦人科にて「子宮はすでに摘出してありました」という記録が残っているのみ。 |
| 〇1名。男性で現在［年齢］才の方。母親より昭和42年［月］と43年［月日］の2度優性手術申請書が審査会に提出（資料あり）44年［月日］付で第154回優性保護審査会の審査の結果、申請理由に不明な点があり、保留となるその後、再々申請を行ったと思われるが、資料はありません。S45年から47年頃までの間に［病院名］にて手術を行っている（睾丸摘出）その後の生活に与えた影響は特にないと思われます。 |
| **【生活に与えた影響に関する事例】（6件）** |
| 〇過去の資料に中学1年の春休み、優生保護手術を受けてから腸の働きが特に悪く、47年［月］大腸30cm切取り人工肛門を付けたと記載されている。（女性、［生年月日］） |
| 〇入所利用開始時に高齢の方は、数名優性手術を受けておられますが、手術が原因か、加齢が原因かは、不明ですが、骨粗鬆症や、高血圧の持病を抱えておられる割合が高いと感じます。 |
| 〇入所者の家族が20年程前に「うちの子供は手術をした事がある」と言っていた事は聞いた事があります。施設生活の中で特に変わった事などは見受けられません。 |
| 〇前回の調査時、入所されていた女性1名が、「記録等では把握していないが、施設に入所する前（昭和55年以前）に、本人のご家族から手術を受けた旨を口頭で聞いたことがある」と回答していました。施設生活において、本人に手術による日常生活への影響は特にありませんでした。手術を受けた際の状況を詳しく知っている方がいません。本人もすでに退所されているため、以下の設問についても、回答出来る情報がありません。 |
| 〇優生手術を受けた事はH7［月］当施設開所時、当時の措置制度に基づき、入所委託依頼書の基礎調査票で知ったが、手術受けたのが16歳と記載されており、術後30年近く経過し当施設へ措置入所した為、日常生活上特に何も影響はありませんでした。 |
| 〇1名。影響はなし。 |
| **【手術の内容・背景・経緯等は不明であるが、手術が行われたことがうかがわれる事例】（30件）** |
| 〇問９の欄［\*］にまとめて記載。［\*当施設入所中に優生手術を受けた方はいない。当施設入所にあたり、家族の話や前施設からの引継ぎをまとめた「在園者調査票」あるいは「入所者指導台帳」等に優生手術の済・未済の記録があるのみとなっている。入所時に家族から話を聞いたり、前施設から引継ぎを受けた職員も既に退職しており、優生手術にかかる詳しいことはわからない状況である。］ |
| 〇旧優生保護法一時金支給に伴い、経歴調査表・ケース記録を調べた結果、優生手術を受けた方がいました。ただ経歴調査表・ケース記録に記載されているだけで、内容・背景・経緯等で分かっていることはありません。また、その当時を知っている理事長・施設長等も死亡しておりお話を聞くことはできません。 |
| 〇当施設の記録より、手術の実施が明記されている方や、明記されていないが手術に伴って入院したという記述が複数確認された。平成30年に当時在職していた元職員への聞き取りが行われたが、優生手術について認識が無かったり、入院に付き添いしたことがあるが若手職員であったため手続きや実態は分からないという回答であった。 |
| 〇当施設に入所されたのは39才の時で、以前入所されていた施設又は家庭において優生手術を受けたということで、申請されたご家族、利用者さんが１名おります。現在［年齢］才女性です。兄弟の方からの申請であり、当施設では記録もなく、家族からの聞き取りも行っていません。 |
| 〇入所者1名。詳細は不明。入所時書類にもない。以前、母親に聞いたが（生殖を不能にする手術をしたこと）、母親はすでに他界している。その為、内容や背景については不明。 |
| 〇当園入所者1名該当しますが、当園に入所する前に手術を受けたようです。 |
| 〇以前入所されていた利用者で優生手術を受けたことが記録されている方はいらっしゃいますが、事例の背景・経緯等詳細は不明です。 |
| 〇入所するよりずっと以前に手術を受けたという方が1名いらっしゃる。実際に手術に至った経緯等について、時期も含め、ご本人の記憶は非常にあいまいであり（障害特性故）、またご家族も別居の方１名が存命である他亡くなっておられ、本人からは「赤ちゃんが産めなくなるように手術した」という話のみを聞くのみ。別居のご家族も「そういう話を（他の）家族から昔聞いたが自分も小さかったか産まれてなかったかで、ほとんど記憶にない」という状況。 |
| 〇入所利用者1名が旧優生保護法の支給金を令和3年［月］に認定を受け、受給している。ご本人の障がいの程度から、理解できないままの実施であったと思われる。 |
| 〇当施設には優生手術を受けたご利用者様が数名います。経緯等については、［市名］より引き継いだ際にも説明はありませんでしたが、手術を受けたとされる方々については現在も施設にて過ごされております。 |
| 〇当時入所者本人から聞いた話で、詳しくは聞いていない。その方は亡くなられてしまったので、当時のこと、その後の影響はわかりません。 |
| 〇児童保護台帳の中に3名手術に関することが記載されていた。すでに退所されており詳しいことはわからない。 |
| 〇全て当施設入所前の事例であり、詳細な経緯等不明です。 |
| 〇施設入所者に優生手術を受けた方はおります。当時の内容や背景についてはわかりません。その後の生活への影響についてはわかりません。 |
| 〇手術を受けたと判明している方１名、優生手術実施後、当園を退園している。 |
| 〇当施設に入所する以前に手術の実態が認められ一時金支給の該当者となった方がいます。 |
| 〇昭和55年［月日］に入所の方（男性）で、入所時の記録に「去勢」との記述があった。入所以前のものであり、詳細については不明。 |
| 〇亡くなった利用者で優先手術を受けた方はいた。退所に伴い、書類は破棄。 |
| 〇当施設入所前のケース記録に優生手術を受けたという記述があり。背景・経緯・詳細不明。 |
| 〇入所前避妊手術を受けると記録がある。 |
| 〇過去に1名手術を受けられた方が見えましたが、入所時に母親からそのような報告があったのみで、資料等は残っていない上に詳細は不明です。 |
| 〇3名の方がおられましたが、現在は退所もしくは死亡されています。当施設入所中は3名とも、ご高齢で穏やかに過ごされていました。 |
| 〇女性3名。いずれも昭和40～50年頃で入所時の保護者からの聴きとりで手術を受けたとの記録があったのみ。当時の状況等については不明。 |
| 〇優生手術を受けた方はいらっしゃるが、内容や背景・経緯等まではわからない。今現在も元気に生活を送られている。 |
| 〇ケース記録で確認できる利用者さんが3名おられます。 |
| 〇いらっしゃいます。一番古い職員が就職（入職）した時には既に行われており、その他についてはわかりません。 |
| 〇手術を受けた理由、経緯については不明ですが、前に入所していた施設からの引き継ぎに人工妊娠中絶、優生手術を受けた旨記載あり、医療機関を受診し、手術痕確認。 |
|  |
| 〇入所に関わる医療情報（カルテ）に優生手術済みと推量できる記録が見られるのみであり、内容や経緯等は不明である。 |
|  |
| 〇過去に在籍された方にいらっしゃったが、当時の様子を知る職員がいないため、不明です。 |
| 〇優生手術を受けた利用者は3名。全て入所前に手術を受けているため経緯等は不明。 |
| **【優生手術の可能性はあるが確認はできない事例】（7件）** |
| 〇優生保護法に関連すると思われる言葉が、ケースファイル内の記録にあったが、手術が行われたかどうか確認できるものではなかった。 |
| 〇外傷から優生手術を推定される利用者が2名あるが、確実な記録はない。また、2名とご両親が亡くなられており、詳しいことを聞くことはできない。1名は幼少期に母を亡くし58年前に父親も亡くなっている。また、もう1名の方は、昭和33年に脳性小児麻痺の診断、両親死亡後は、面会、帰省も全くなく、関係なし。 |
| 〇以前、施設入所者してた女性の方で、その弟様から優性保護手術を受けたかもしれないとのことで相談があり、後に該当地区の保健所に相談したケースがありました。詳しい経緯等はその弟様もまだ成人していなかったことと、記憶も曖昧で理由も定かではないと言われていました。両親も既に他界していることから、どうしてそのような手術を受けたか不明だが、その手術に付き添ったような記憶はあると言われていました。 |
| 〇当施設利用前のため不明。 |
| 〇当園の利用者については入所前に手術をしていた事は手術痕と記録等で推察できますが詳しい内容については分かりません。また、その事での影響についても、本人の障害特性から、ホルモンバランスの変化に伴なう諸症状について訴えることは出来なかったと考えます。 |
| 〇施設を利用していた方が手術を受けたようだと聞いている人がいるようであるが、様子はよく分からず不明である。 |
| 〇今回可能性がある事例について、内容や背景、経緯、優生手術に該当するか詳細は不明です。 |
| **【なし・不明等】（23件）** |
| **【無記述】（31件）** |

|  |
| --- |
| 問５　本人同意による優生手術であっても、入所者・利用者本人の意思確認が不十分であったり、周囲からの圧力によりやむを得ず同意したといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。 |
| **【親の同意に関する事例】（4件）** |
| 〇女性利用者の妹の話としては、亡母の同意があったと思われる。同じ児童施設における他市出身の女性利用者にも同様の事例あり。 |
| 〇本人の意思確認をとることが難しいため保護者が手術を希望した事例を聞いた事がある（2名）。 |
| 〇問4の方［\*］以外では聞いたことはない。［\*すでに亡くなった方だが男性で重度の利用者さんで手術については父親が希望して行ったとの記録を確認したことがある。その方については表出コミュニケーションが限られており正確ではないと思うが手術をしたことでの影響はないか少ないと思う。］ |
|  |
| 〇上記に記載した経緯［\*］で手術に至ったケースが多々あり、その中には看護職についていた母親は、看護や世話する側の苦労も理解できることから、母親として心情の葛藤がずいぶんあったようです。また、人なつこい性格で誰にもでもついていくような女子で、悪戯されて、もし妊娠したら困るとの理由で手術に応じたという方もおられました。［\*優生手術が行われたのは、昭和43年頃の初潮を迎えたばかり頃の女子が対象であったようです。生理や出産の意味も分からないまま、「生理がないと楽だろう。」「生理の手当てが面倒くさく無くなる。」「もし何か過ちがあったら困るだろう。」などの説明が職員からあり、手術を進めるような説得、雰囲気の中で決断をしたとのこと。］ |
|  |
| **【意思確認が不十分であったり、周囲からの圧力によると思われる事例】（7件）** |
| 〇上記ケース［\*］は、本人は良く分からず同意しており、明確な人権侵害がありました。［\*ぐ犯ケースとして、少年鑑別所から出身県に戻され、長く精神科の病院に置かれ、地元の婦人保護施設での困難ケースとして当施設に入所になり、行先なくいまも入所しているケース］ |
| 〇優生手術は、児童期（未成年）に実施されたケースが多く、入所前の資料にその記録が残っていた。中には、思春期に入り、性的欲求がコントロールできないことによる妊娠を回避する目的で、親の意思（希望）や医師の意見等により、手術が実施されたケースもあった。 |
| 〇殆んどが、月経の手当てが自分でできないため、手術を受けた、皆が受けるので受けたということでした。中には同じ年齢層でも受けなかったと言う方も入所されています。 |
| 〇当園の利用者は知的障害のある方が利用しており、本人の同意の確認や圧力の有無等、理解力、コミュニケーション能力が劣るという障害特性から意思確認は困難と考えます。周囲からの圧力の有無については聞いたことはありません。 |
| 〇上記［\*］、ご本人が手術の内容を十分理解して行われたとは思えない（知的な障害故）。［\*実際に手術に至った経緯等について、時期も含め、ご本人の記憶は非常にあいまいであり（障害特性故）、またご家族も別居の方１名が存命である他亡くなっておられ、本人からは「赤ちゃんが産めなくなるように手術した」という話のみを聞くのみ。別居のご家族も「そういう話を（他の）家族から昔聞いたが自分も小さかったか産まれていなかったかで、ほとんど記憶にない」という状況］ |
| 〇意思確認がなされたかどうかはわかりませんが、手術があったのが小学校5、6年頃と記述ありますので、その年ごろの子供の知識的に十分に理解していなかったと思われます。 |
| 〇当該利用者は、療育手帳A1判定、身体障害者手帳3級（言語障害）であり、本人が希望し、手術を受ける意志を示したとは考えられず、家族の判断で手術が行われたと考えています。 |
| **【その他】（3件）** |
| 〇行政より話があったので言うとおりにしたと家族より聞いたことあり。圧力があったかは不明。 |
| 〇思春期の行動が心配で手術を行ったという記録がありました。 |
| 〇聴覚障害の上に知的障害があり、他の重複障害者との性交渉で妊娠し、扶養能力がなく家族から中絶の強い要望があり、本人に中絶の意味を人形を用いるなどや視覚的にも何度も説明し、同意の上で30年前に中絶手術を受けた方があります。 |
| **【なし・不明等】（58件）** |
| **【無記述】（43件）** |

|  |
| --- |
| 問６　入所者・利用者に対し、行政機関（自治体、保健所等）から優生手術を受けるよう働きかけがあったといった事例を聞いたことがありますか。若しくは、管理・運営上の観点から、施設側から優生手術を受けるよう求めるといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。 |
|  |
| 〇上記ケース［\*］がそのケースです。［\*ぐ犯ケースとして、少年鑑別所から出身県に戻され、長く精神科の病院に置かれ、地元の婦人保護施設での困難ケースとして当施設に入所になり、行先なくいまも入所しているケース］ |
|  |
| 〇行政から話がありそのとおりにした。施設側からもとめられたことはないと家族より聞いたことあり。 |
| 〇国からの通達があり、施設職員から優生手術を勧められたようです。最終的には保護者の判断であったと思われる。手術後も何かしらの書類一式が家庭に送られたとのことです。 |
| 〇行政から働きかけがあったとは聞いたことはありませんが、「皆が受けるのでという風潮があった」と言うことは聞いています。 |
| 〇「公益上必要と認める」といった意見を基に、実施されたケースも認められた。 |
| 〇設問にある行政機関から優生手術を受ける様働きかけた事例は聞いた事がありませんが、夫婦共に知的障害を持つ方に子どもができ、出産したものの、子どもの療育ができず、乳児院措置となり、再び妊娠する事のない様、市障害福祉課、保健所等で話しあい、避妊術をしたケースはありました。 |
| 〇働きかけについては、承知していない。他の施設での事例については、当時在職の看護師の話を電話で伺った。 |
| **【なし・不明等】（64件）** |
| **【無記述】（44件）** |

|  |
| --- |
| 問７ 入所者・利用者に対して優生手術が行われた際、法令で定められた術式（精管切除結さつ法等）ではなく、子宮の摘出や放射線照射といった術式が用いられた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。 |
| **【子宮摘出等の事例】（8件）** |
| 〇個人記録表の中で、子宮摘出の事例が認められた。 |
| 〇当所成人部調査票添付資料参照［\*］「子宮全摘術」との記録有（2件）［\*優生手術のため生理なしと書かれた児童票等の資料、親の希望で優生手術をした経緯が書かれた指導経過記録等の資料］ |
| 〇別添資料参照［\*］　「子宮全摘術」との記録有［\*親の希望で、生理を止めるために優生手術をした経緯が書かれた指導経過記録等の資料］ |
| 〇問4での回答［\*］のとおり。医師の診断書では、下腹部正中（臍下～恥骨上）に約10cmの手術痕あり。［\*当園の現在［年齢］歳の女性利用者が、児童施設に在籍していた16歳の時に、虫垂炎のため、子宮切除の手術を受けた。］ |
| 〇当施設入所前のケース記録に優生手術（同時に子宮膣上部切断）と記述あり。 |
| 〇詳しくはわかりませんが、我々が引継ぐ前の資料には、「子宮摘出」とあります。 |
| 〇女子が対象で子宮全摘出。当時付き添われた姉（当時大学1年生）の話によると、手術後はホッチキスで止めた傷口で痛々しかったのを今でも覚えているとのこと。 |
| **【聞いたことはあるが詳細は不明なもの】（2件）** |
| 〇設問のような事例があることを聞いたことはあるが、問４と同様の理由［\*］により、内容や経緯等は不明である。［\*入所に関わる医療情報（カルテ）に優生手術済みと推量できる記録が見られるのみであり、内容や経緯等は不明である。］ |
|  |
| 〇当該入所者の術式が記載されていない為、不明です。法令で定められた術式以外で行われた手術については、家族の希望で子宮を全摘出した事例は耳にした事があります。 |
|  |
| **【なし・不明等】（65件）** |
| **【無記述】（40件）** |

|  |
| --- |
| 問８ 昭和24年以降、国は、優生手術の際にやむを得ない限度において身体拘束や嘘をついて欺くことも認める旨、各自治体に通知していました。そのような手段を用いて優生手術が行われた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。 |
| 〇［都道府県名］内の相談事例で聴覚障害のあるご本人と配偶者に説明も同意もなく、第3子を出生されるときに第4子以降が妊娠できないように知らない間に卵管結紮され、病院退院時の領収書の内容を見て初めて、手術費がかかっていることに気づき、「配偶者の母親と兄弟で勝手に相談して、本人には無断で医師に依頼した」ことが分かったという事例を聞きました。ご本人は第4子以降出産の意思もなく、自分に判断能力があることを無視して、配偶者の母と兄弟で手術を判断され、手術担当医も本人への同意、説明をしなかったことで非常に精神的にも大きく傷つけられたことが今も尚、禍根なっているのはこの旧優生保護法が根拠で、この法律の思想的な背景が日本に障害者が人としての尊厳を奪ってきたと思います。 |
| 〇添付資料（［氏名］氏ケース記録）に記録あり。「どうして腹を切るの？腹の中に虫がいるのでとってもらうのと説明してあげると納得して手術室に行く」 |
| 〇問4のケース［\*］です。［\*ぐ犯ケースとして、少年鑑別所から出身県に戻され、長く精神科の病院に置かれ、地元の婦人保護施設での困難ケースとして当施設に入所になり、行先なくいまも入所しているケース］ |
| 〇男性入所者のケースであるが、入所後に女性利用者との性的トラブルが発生し、その行動を抑制するために優生手術が行われた事例があった。その際、県の担当課と連携しながら手術に向けた手続きを進めた経過があった。 |
| 〇農家の親御さんにこの優生手術が本人にとって適切であるかどうか良く検討して判断したようには思えない。人権侵害 |
| **【なし・不明等】（67件）** |
| **【無記述】（43件）** |

##### （ⅲ）その他

|  |
| --- |
| 問９　上記のほか、優生手術等の実施をめぐりご存じの事項、このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策についてご意見等があれば、下記にご記入ください。 |
| **【人権尊重・権利擁護・共生社会の実現等に関する意見】（14件）** |
| 〇ご本人の同意がなくても強制的に不妊手術を行うことが許されていた法律が平成8年まであった事に驚いています。私共、福祉に携わる者としては優生思想とは真逆といってもいい考え方であり到底理解できないものであります。戦後から始まったこの法律はその時代に沿った国としての考えだったのかも知れませんがとても悲しくてつらい歴史です。現在、日本は人口の減少が問題になっていますが、すべての子供が生まれたあとも安心して暮らせる社会になる様なノーマライゼーションの理念を重視した施策を進めてほしいと思います。 |
| 〇障がい者の人権尊重、権利擁護については、研修等により全職員の意識向上に努めたい。 |
|  |
| 〇障がいのある方の妊娠や子育て能力、責任能力の欠如など、様々なことを理由に、中絶や優生手術を合法化するために制定されたものが「優生保護法」だと思います。ある意味、その時代の価値観や倫理観、そして思想が生み出した制度だとも言えます。しかし、時代のせいにするのではなく、過去の事実に対する総括、そして謝罪と補償は必要であり、被害者が納得できる救済方法を引き続き検討すべきと考えます。なお、2度と繰り返すことのないよう、以下の対応が必要だと思います。①正しい情報を国民に提供する。（「障がい」や「障がい者」の理解、共生社会の理念など）②「多様性を認める」ことに対する教育を子供の時から行う。③共生社会の実現に向けた推進組織の強化と人材育成を図っていく。 |
|  |
| 〇障がい者の人権を守ることができる社会、その為にも平和な世の中で1人1人が心に余裕を持って共生できるようにしなければならないと思います。 |
| 〇今だに根深く残る障害者差別や偏見を解消するためには、国が差別や偏見をなくすための施策を積極的に構じ、検証を続けることで、国民一人一人の意識を変え、社会全体の問題として捉えていけるのではなかと考えます。 |
| 〇障害のある方の優生手術等については第3者（家族等）が性暴力による妊娠の予防や生理等の介助の軽減のために実施されてきたのではないかと考えます。そのため障害があっても「その人らしく生活する」ことが出来るという事を家族や社会全体に示すための仕組みが必要と思います。また、障害のある方をかかえる家族が孤立しないようにする事が大切だと考えます。 |
| 〇障害があってもなくても、1人の人間として当たり前に人権が尊重されるべきである。特に知的に障害がある方は、その方の疾患を治すための治療であってもその意味など理解しがたい方が多く、優生手術など、ご本人達が同意したとは到底考えにくい。人権侵害はなはだしく、今後2度と起こらないことを願う。 |
| 〇ご本人の権利が、しっかり守られるように考えてほしい。優生手術は、明らかな人権侵害で憲法違反と考えます。国も実態を広く知らせ、起こしてはならない経験であることを発信してほしい。「不良な子孫」てなんですか。どんな子にも人権はあると思います。 |
| 〇基本的人権…権利擁護を意識して。 |
| 〇児童の権利擁護の意識が高い社会を作る。 |
| 〇障害福祉の先進県である［都道府県名］でも、考えられない事例が数多くあったと聞いています。当時の医学の知見からはやむを得なかったかも知れません。現在は障害福祉は確かに充実していますが、依然として障害者に対する差別意識や偏見が見られます。今後、人権意識のさらなる高揚が重要と考えています。 |
| 〇権利擁護ということを第一義に考え、新型出生前診断やゲノム編集のような新しい技術が人権侵害につながらないようにしなければならないと思います。 |
| 〇当時、手術に付き添われたという姉は当時大学生であり、友人から「もし、その子が成人し結婚できたら、その時誰が責任取るん。」「もし、何かあったら誰が責任取るん。」等人権に関して意識が高く、「人権侵害」「人権蹂躙」と意見されたと話されました。昭和42年～44年頃の話です。 |
| 〇生命の教育　どの生命も等しく大切だと知ること　必要ない人はいない　他人も自分も大切な存在として尊重されるやさしい社会　個人の意識の変革以外ないと思います。具体的な方策ではなく申訳けありません。 |
| **【本人の意思の確認に関する意見等】（3件）** |
| 〇本人の確認同意もなく一方的に手術を行うような事はあってはならないことだと思う。反面望まない妊娠もあり、性教育が大事ではないかと思う。 |
| 〇本人の意向を尊重して、我が身におき替えて考え、確認することが必要と思います。 |
| 〇本人の意思確認の補助として、成年後見制度を活用すべきと思います。避妊リングは未経産では使えないことがあまり知られていません。望まない妊娠を防ぐためには緊急避妊薬の処方について当事者及び支援者への周知の取り組が欠かせません。 |
| **【被害者救済と支援の必要性】（3件）** |
| 〇当園の女性利用者の事例では、50年以上前の手術であったため、関係者への事情聴取を含めて、2か月間計4回の申請手続きを行った。高齢化のすすむ家族では困難な作業であるため、代行できる機関が必要と思われる。 |
| 〇行政を中心として障害児（者）とかかわりのある方々への支援を強化して頂くと共に、今後も被害にあわれた方々を救って頂ける活動をお願いします。 |
| 〇まず、現在行われている優生保護法をめぐる大阪高裁、東京高裁の判決の上告を取り下げ、国のこれまでの障害者を劣性、健常者を優生とする思想から障害者の人権を傷つけてきた歴史を認め、賠償を即時行うことが出発点だと思います。何より、「障害児者の発生予防」という視点が現在も「新生児スクリーニング」などにも残っていると思います。この裁判をめぐって明らかになった障害の差別的な医療や教育、保健、福祉等のあり方を国として認め、SDGsのように誰一人取り残されない社会を目指した、あらゆる法律を障害者や支援者から広く意見を集約して改善すべき点を明らかにすべきと思います。障害者施設には優生保護法の思想の影響を受けて、家族や親族からも孤立し、長い間精神病院に入院されてきた人、社会的にも厳しい差別の烙印を押されて、生活してきた人が入所されてきます。このような方の人生が再び輝き、世の中の差別の意識を変える主人公となる生活を支える施設の支援の在り方や職員処遇、職員体制を充実させることも大切なことだと思います。 |
| **【その他】（6件）** |
| 〇［市名］から引き継ぐ際も優生手術のことはものすごくデリケートなものであると聞きました。父母兄弟もなかなか触れたくないことのようで当時、すごく悲しくなったことを思い出しました。このようなことが2度と起こらないよう、可能な限りご協力させていただきます。 |
| 〇福祉の仕事に携わりながら旧優生保護法のもとで強制不妊手術が行われていたこと自体、問題となるまで知らなかった。お恥ずかしい限りである。改めて、添付されている法律や概要を一読することで知識を深めたい。このような黒歴史から目を逸らすことなく、自分に与えれた仕事をまっとうしたい。感想のような意見となり、申し訳ないです。 |
| 〇知的障害を理由に優生手術を受けさせられた。又、時代背景が影響しているのでしょうが、周囲の人たちがしっかり守っていれば…が理想では、と思います。 |
| 〇当時のことを知っている職員は、私も含めて現在の法人には誰も居なく、その頃の考え方や時代背景も分からず無責任なことは言えません。ですが、この様な事が行われてきた事には胸が痛みます。 |
| 〇男女のスペースを分ける。→各施設意識だけでは難しい現状があるため。補助金等の対応があれば、声を上げる施設も多いと思います。 |
| 〇当施設入所中に優生手術を受けた方はいない。当施設入所にあたり、家族の話や前施設からの引継ぎをまとめた「在園者調査票」あるいは「入所者指導台帳」等に優生手術の済・未済の記録があるのみとなっている。入所時に家族から話を聞いたり、前施設から引継ぎを受けた職員も既に退職しており、優生手術にかかる詳しいことはわからない状況である。 |
| **【なし等】（15件）** |
| **【無記述】（74件）** |

（3）福祉施設から提供された資料の記載内容等

39福祉施設から、保有する約1,400枚[[20]](#footnote-21)の優生手術に関する資料の写しが提供された。提供された資料における優生手術に関する記載内容を、以下の項目に分けて整理した。

（ⅰ）福祉施設の関与等

福祉施設から提供された資料によると、入所者の妊娠に伴い、優生手術について施設の担当者と福祉事務所の課長が協議し、「手術等についての一切は施設委任」との結論が決まり、その後、「優生手術申請書　送付」と記載されていた事例、「優生手術の申請の為診断書をかいてもらうので連れて行く。」と記載されていた事例、複数の入所児童の優生手術に関する書類等を取りまとめ、都道府県優生保護審査会又は都道府県主管部局に送付していた事例等が見られた。それらの主な事例は、次のとおりであった。

福祉施設の関与等の主な事例

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和40年代前半、10歳代後半、女性、「精神薄弱（魯鈍級）」**・施設長から都道府県優生保護審査会会長宛「優生手術申請について」「当学園児童■■■■の標記について下記のとおり提出いたしますからよろしく御願い致します　　　　　　　　　　記1．手術を申請する児童（女）　■■■■［生年月日］2．保護者同意書　別添　母［氏名］3．診断書　別添 　　　　　医師［氏名］4．手術を行う医師に対する希望［住所］医師［氏名］（［病院名］産婦人科医長）」との記載。・都道府県公衆衛生課係長から施設長宛「優生手術申請について」「申請者は医師に限られております。［略］申請公文書と診断書だけでは審査会に提出する訳には参りません。［略］申請書用紙を同送いたしましたから、所要事項を記載の上折返えし送付下さいますようにおねがいいたします。」との記載。［なお、発病経過の概要、家族構成等の調査に参上する旨の記載があり、その後、調査が実施された。］・施設長から都道府県公衆衛生課係長宛「優生手術の申請について」「実査当日ご指示のあった事項については下記［\*］とのとおり処理しましたがその結果別紙調査書のとおりでありますので報告いたします」との記載。［\*母方、父方の精神異状又は精薄の状況の調査を児童相談所の児童福祉司に依頼（父方は未回答）］**○昭和40年代前半、10歳代後半、男性、「精神薄弱」**・ケース記録「女性職員（［個人名］・保母）の作業衣にオナニーし、射精した跡があり、よく戒める。」、「面会日、母親来園、本児の優生手術申請の話しを進める。」、「母親、印鑑持参、優生手術申請、同意書に署名押印する。」との記載。**〇昭和40年代前半、20歳代後半、女性、「中度精神薄弱」**・ケース記録「［月日］異性関係には留意して居ったが職員に判らぬ様に関係したらしい医師の診察の結果2ケ月との事。［略］なお福祉事務所に行き、上記の点を協議し福祉事務所の了解を頂き優生手術につき検討して出来得るならば手術実施を願う事にする」、「［月日］福祉事務所にて[個人名]課長と面接。現況を説明：行状に共なう今後の対策に付き協議する。課長としては、（1）本人が社会復帰可能であれば問題が残り其の点を充分考慮したい（2）異性に対する関心度が高く、亦自分から接近して男を誘うとすれば対策を必要とする。［略］（4）集団生活である施設での日常で職員の監視指導のもとで過して居るにもかかわらず早朝（4時～5時）職員の一番弱い時間を利用して行なうとすれば施設としても本人の指導には苦慮する事であらう［略］課長も施設の実体は十分に理解して一応、早急に［地名］居住の妹［個人名］の承認を受け同意書を送付する。亦福祉事務所長の同意書も同時に送付する。保護の手続きについては施設で行なう。決定次第福祉事務所に連絡をし手術等についての一切は施設委任上記の如く結論が決まったので、同意書付き次第申請する事に決定する。[略]［月日］優生手術申請書送付［月日］最近は異性に対する態度も変化し落付いた日常生活を送る寮母も其れとなく指導して居るので効果が除々にあらわれて居る今後も充分留意して指導する様指示す」、　　「［年月日］県保健予防課より優生手術申請に付いて承認通知書受領」、　　「［年月日］優生手術の為に[病院名]入院」、　　「［月日］経過良好で午前10時退院」との記載。**〇昭和40年代後半、10歳代後半、女性　「精神薄弱」**・優生手術申請書送付について（起案者施設長）「件名については、次のとおり送付してよろしいか伺います。」、「［施設長から都道府県名衛生部保健予防課長宛］今般当学園児童■■■■に対する優生手術申請書別紙の通り送付いたします。　　　　　　　　記　現住所　■■■■■■■■■■　　　　　［施設名］　氏名　　■■■■　［年齢］才」との記載。・児童記録簿「［年月］優生手術の相談を受ける。」、「［年月］本児はこの日で退園となる。」、「［年月］就職年月日［年月日］」、「［年月日］［病院名］産婦人科病棟［番号］号室へ父母に伴われて入院。診察（■■一緒に同伴す）［月日（曜）］午後1時より優性手術を受けることになる」との記載。**○昭和40年代後半、10歳代後半、女性、病名不明**・県児童相談所児童票「［年月日］付で、優生保護法による優生手術申請を［都道府県名］優生保護審査会に県衛生部保健予防課母子保健係に送付した。［略］［日付］優性手術のことを聞くために本児宅を訪れる。まだ初潮がみられないので手術ができないものと思っていた。できるのなら本児のためにもぜひやって欲しいとのことだった。」、「［都道府県名］優生保護審査会より、優生手術申請許可決定の旨連絡あった。［病院名］指定、連絡の結果、［月日］入院手術することになった。［略］［月日］［病院名］に入院、手術、父、母、姉附添、無事終了、－その後の結果良好。」、「家庭教育実習中職場実習に行く予定で連れて行こうとしたところが何としても動かずとうとう行かなかったという。又、どこかに遊びに行こうとさそっても全然動かずほとんど家の中で過ごしたという。昨年の［月］優生手術に行く際だまして、連れていったことが原因しているのではないかと家人の話であった。」との記載。**○昭和50年代前半、20歳代前半、女性、「精神分裂症」**・ケース記録「［月日］優生手術の申請の為、診断書をかいてもらうので連れて行く。」、「［月日］優生手術を受ける。手術時間2時間。痛みもなく静かだったようす。」との記載 |
|  |

（ⅱ）家族の関与等

福祉施設から提供された資料によると、施設から優生手術を勧められていた家族が反対していた事例、施設から優生手術を行わないよう説得するも家族の希望で手術が実施された事例が見られた。それらの主な事例は、次のとおりである。

家族の意向が優生手術の実施に影響を与えた主な事例

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和30年代後半、10歳代後半、男性、「精神薄弱」**・児童記録票担当者の意見欄に、「行動が落ち付かず、最近性的ないたずらがあるので家庭でも近隣でも、学校でも困っている。」との記載。・ケース記録「［日付］本児宅に出張、母親と面談す。（1）優性手術の件について本児の優性手術の点では、前施設［施設名］園長よりも再三すすめられていたが、父親が気乗りしていなかった。今回も、その件については「家族としては見合わせたい」という気持である。」との記載。**〇昭和40年代前半、10歳代後半、男性、「精神薄弱」**　・児童福祉司から施設長宛調査報告「尚、両親は手術執行については、費用は自己負担であってもやって貰いたいとの意向でありました。」・ケース記録「本児の優生手術についての申請書を作るため、保護者に学園に出頭し、精神科医［個人名］博士の診断を受ける時の参考事項聴取に応ずるようにとの主旨の通知を園長より出す。」との記載。**〇昭和40年代後半、10歳代前半、女性、病名不明**・ケース記録「（父親では理解不充分なことが多いので）親戚に、本児の優性手術の件で話し合ってもらいたいと、依頼していた［略］［都道府県名］の伯母達2人が来園し、是非手術をやってもらいたいとの申し出があった。」、「優生手術の件で家庭に連絡した所父親が反対のため中止するようになった。本児の様子では必要と思われるが。」、「親族3人［略］が来所［個人名］の就職について［月日］実家で親族会議をもち次のことについて要望があった(1)［個人名］をもう2年位も学園において就職指導して貰いたい（父も同意しているのでよろしくとのことであった）(2)優生手術を受けていないことについて、親族が［個人名］が手術を受けることについてその必要性を認めるのであれば学園としてもその様に考える。」との記載。**○昭和50年代後半、10歳代前半、女性、病名不明**・行動記録「［月日］［略］優性保護手術について話す。保護者の希望として本児が生理開始したら、手術を受けさせたい。今から病院を捜しているが、手術後の安静が本児に可能かどうか心配している。」、「［月日］［略］本児の母も手術を受けたいとの事。いつもかかりつけの医師に相談したら、引き受けてくれるとの事。できれば帰省後の29日頃から入院させてやりたい旨らしい。［略］■■■■は以前より（数年前）考えていた事は知っていたのだが、本児の母も考えていたとは。又それが余りにもこの春休みという急な決断なもので驚いてしまった。」、「［月日］［略］本児の母親より、［個人名］副参事の方に、本児の優性手術について話しが出される。［略］昨年も、話しに出した事であるが、本児の優性手術をどうしてもしたいと言うことであった。施設側としては、特に生理があるという事で困る事はなく、又生理があるという事は自然の形でもあることだし、その上、医学的にはあまり、証明されずにいるが、その後の状態が芳しくないのではとの懸念を示すも、家庭における本児が生理があると、大変に手がかかり、今年の正月休みには、母親が手にヤケドをしたという事もあり、大変に苦労した事等の理由をあげ、病院にはすでに承諾を得てきているので承知して欲しいという事であった。家庭での問題であれば施設側は口出しすることも出来ず、そのように承諾する。」、「［月日］［略］本児担当の［個人名］指導員が、優性手術の件で自宅訪問したが、［略］実は多くの職員から“お母さん止めた方がよい”と、言われるのを待っていた。そうすれば母親としても手術を止めるかも知れない、職員の出方を待っていたという事であった。［略］本心を問うため電話連絡する。それによると、やはり職員の多くから止めて欲しかったと、いうもの。［略］結果的に、今回は「止めますね」と再度、念を押すと、今となっては段取りもとった事なので止める訳にはいかないとの事」、「［月日］［略］再度、お家で相談し、手術をするのかどうかを決めて欲しい。その際は、施設側はどっちと言えば反対なので、そんな事を考慮に入れ、考えて欲しい旨を伝え、今回返事が来ることになっていたが、［略］その返事は“明日（［日付］）に迎えに行き、手術をします”という事であった。」、「［月日］［略］本当に手術をするのかどうか母親に聞くと“先生方にはご迷惑をかけましたがします”といわれこちらのほうでは手術をしてほしくないことを伝えるが聞きいれず」、「［月日］［略］優生手術は［月日］に実施し、［月日］に無事に退院してその後少し出血はあったが別に異常はなく、これからも時々出血はあるかもしれないが心配しなくてもよいとのことである。」との記載。**○昭和50年代後半、10歳代前半、女性、病名不明**　・ケース記録「［月日］　面会　母　こん談会時、優性保護手術の件の話がある。強く希望している。他の親も考えている人は何人かいるらしい。しかし医者がいないらしくどうにかならないものかと考えていた。」、「［月日］　精神科医と相談　優性保護手術の件については、賛成できないとの事。この子らは、入浴etc等介助は必要であるので、1つ介助をなくした所でかわりはないのであればわざわざ手術しなくさなくとも良いのではないか。又、生理をなくするとなると大きな手術となるので病院も設備のある大きな所がいいだろうが、こちら側としては、すすめる事はできない。との事であった。」、「［月日］［略］優生保護手術の件について■■■■さんの母と本児の母、主任、担当の4人で話し合う。■■■■さんのかかりつけの医師に相談したところ引き受けてくれると言ってくれたらしい。1日に2人は無理なので日を前後すれば2人とも引き受けるとの事。」、「［月日］母親と面接［略］「手術の件について聞く。■■■■の母の紹介で直接その病院に行って相談してきた。手術の日を［月日］に決定してきた。春休み中子供の休暇で手のあるときと考えていたが、生理との関係で手術をはやめにした。医師に関してはあまりにも簡単に出来ると言う点で不安があるが、特に会った時点で変だとは感じなかった。本児のような子供は一般の病院ではなかなかやってもらえないし、やったとしても手術が成功するかどうか疑問だ。とにかく病院へ連れて行ってうまくゆくかどうかやらせてみるとのことだった。［月日］に家庭帰省させたい。なお、費用の点に関してはだいぶかかることは覚悟している。保険については無理だという事を話しておく。」、「［月日］自宅へTEL手術の保険の件、あちらの方でそうやりた、やってくれるというのならばそのやり方でさしつかえないとの事を伝える。お母さんも本日医院へ行き医師からも多分お金がかかるから保険のきくようにするからと言われそのようにお願いしてきたとのこと。」、「［月日］［略］優生保護手術（子宮全摘術）」との記載。 |
|  |

##### （ⅲ）他の手術と偽った優生手術

福祉施設から提供された資料によると、優生手術であることを本人に説明せず、他の手術と偽って優生手術を実施した事例が見られた。それらの主な事例は、次のとおりであった。

他の手術と偽って優生手術を受けさせた主な事例

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和40年代後半、10歳代後半、女性、「精神薄弱」**・ケース記録「手術を受ける2～3日前から食欲なく残すことが多かった。元気なく、涙ぐんで「どうして手術するのか」聞くことがあった。手術のはっきりした意味はわからなくても、うすうす感ずいていることは表れていた。家人とも話し、あくまでも盲腸をとるのだ、と指導する。終了後は月経もあるのだ、と手術の前日医師に言われ、やっとゆっくりしたような顔をしていた。」、「優生手術の後がこわれがちで治療を受ける。時々腹痛を訴えるが大したことはない。」、「優生手術で帰宅して以来、親、子ともに働く意欲を失なってしまい、就職しても充分やっていける本児と思われるのだったが家庭復帰することとなった。」との記載。**〇昭和40年代後半、30歳代前半、女性、病名不明**・児童票「［日付］優生手術の為［病院名］入院。どうして腹を切るの？腹の中に虫がいるのでとってもらうのと説明してあげると納得して手術室に行く。」との記載。 |
|  |

（ⅳ）子宮摘出、優生手術後生理がない旨等

福祉施設から提供された資料によると、保護者名が署名された宛先不明の契約書に、「知能が低すぎて月経の仕末も出来ませんので優生手術の際序に月経もなくなる様にして戴き度いと思いますので宜しく御願い致します。なほ其の手術に関しては将来決して迷惑おかけ致しません右契約致します」と記載されていた事例、子宮摘出や優生手術後生理がない旨が記載されていた事例等が見られた。それらの主な事例は、以下のとおりであった。

子宮摘出等の主な事例

|  |
| --- |
|  |
| **○昭和40年代後半、20歳代前半、女性、「脳性小児マヒによる痙直性マヒ、両上下肢機能全廃」**・入所者台帳「［年月］［病院名］にて子宮、右卵巣摘出術施行。（これは今後、人の手を借りての生活になるであろうから生理をとめる為。）」、「［年月日］［病院名］泌尿器科入院。［略］を行うも、下腹部痛が強まり、CTにて卵巣膿腫みとめられる。」、「［年月日］左卵巣摘出術施行。（婦人科にて。）治ゆする。」との記載。**○昭和50年代前半、10歳代前半、女性、病名不明**・児童記録簿「［月日］優性手術の為、［病院名］に入院」、「［月日］午後、子宮と盲腸をとり手術無事終了、その後の経過も良好のこと」との記載。**〇昭和50年代前半、10歳代後半、女性、「小頭症、脳性小児マヒ（左半身）」**・精神薄弱児施設の新規入所状況調査票「［病院名］にて、優生手術を受ける（子宮1/3強摘出）」との記載。**○昭和50年代前半、10歳代後半、女性、「脳性麻痺、てんかん」**・個人記録票「優性手術（子宮摘出）」との記載。**〇年代・年齢不明、女性、病名不明**　・契約書［入所者の父の署名捺印、宛先不明］「知能が低すぎて月経の仕末も出来ませんので優生手術の際序に月経もなくなる様にして戴き度いと思いますので宜しく御願い致します。なほ其の手術に関しては将来決して迷惑おかけ致しません右契約致します」との記載。**○年代・年齢不明、女性、病名不明**・文書名不明「［施設名］にいたとき、相手不明の妊娠をする。［地名］にきてからも相手不明の妊娠をした。中絶の際、メンスの始末ができないので、子宮をとった（［病院名］）と云う」との記載。 |
|  |

優生手術後生理がない旨

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和30年代前半、年齢不明、女性、病名不明**・文書名不明　［生活習慣及び状況の「性」の欄に、1．生理の仕末　出来ないに〇印を付けて「だろう」を付記。4．生理なしにも〇印を付けて、余白に「［年月日］優生手術　生理無し」との記載。］**〇昭和40年代後半、年齢不明、女性、病名不明**・文書名不明「生理の仕末が出来ず義姉が介助していたが、［年月］に優生手術をし現在生理はない。」との記載。 |
|  |

##### （ⅴ）その他優生手術に関する主な記載内容

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和30年代後半、20歳代後半、女性、「重度精神薄弱」**　・ケース記録「［年月日］　優生手術4条により適と電話連絡あるもすでに手術は済んだあとである。その旨環境衛生課に連絡する。［月日］ 優生手術決定通知書受領するも本人はすでに手術してあった為手術を受けた病院へ書類を送る。」との記載。**〇昭和30年代後半・年齢不明、女性、病名不明**　・文書名不明「性的ないたずらをされるので、［年月］、優生手術を行う。母が不在だと徘徊する。」との記載。**〇昭和40年代前半、10歳代前半、女性、病名不明**・児童記録簿「［年月］（3年7カ月前）に［病院名］にて優生手術をやっているが、傷口付近に赤黒い肉塊が付着していて、夏にはただれて痒がって、医師の指示で薬を塗っていた。［略］［個人名］医師は、外見上もよくないので、手術で、とり除いてやっても良いと言っている。昨年、母親に相談した時は、もう痛い目にあわせるのは可哀相なので、今のままでも良いとの事であったが、たびたび痒くなるようなので、再度、母親と相談することを医務係と連絡している。」との記載。**〇昭和40年代前半、30歳代前半、女性、病名不明**・保護台帳「［年］［地名］に嫁ぎ1女を設けるが、家事すらもできず離縁される。［年］［氏名］と結婚。2男1女をもうける。［年月］経済的に出産は無理として優生手術を受けた。」との記載。**〇昭和50年代前半、10歳代後半、女性、病名不明**・児童記録簿「［日付］～　優生手術のため［病院名］に入院する。［日付］日手術、抜糸後順調である。」、「［日付（曜）］2～5日間位出血（ピンク色）がみられる。医師の指示により心配ないということで１ヶ月後に受診することになる。」、「生理記入なし［日付（曜）］手術後の出血あり手術の傷口の痛みを訴える（［日付］、［日付］）」、「生理記入なし［日付］手術後の経過観察（［病院名］）創口が内転しているため少し切りとった、多少の出血をみるであろうが特に心配はいらない。」、「［日付］手術後の経過観察（［病院名］）膣内にポリープが出ているため焼いたが多少の出血あるため、ナプキンを使用させること、出血も少量である。」との記載。**〇昭和50年代後半、20歳代後半、女性、「精神薄弱（白痴）、てんかん」**・看護サマリー「結婚未　妊娠1回人工流産［年月］その際、優生手術を受ける。」との記載。**〇年代・年齢不明、男性　病名不明**　・ケース記録「優生手術施行の日平常より気の小さい事とて色々本人に教える方法を考える朝食は抜きなので必然的に分かるし或は逃げたりするかも知れないので同行の［個人名］と2人朝食時に保母室に呼び入れ1．絶対苦痛のない様する事2手術中も保母がついている事3皆必ずする事であるから言いつけを守り早々済ませてしまう方がよい事4子供のは騒がれるより直接に本人自身に傳える様わざわざ保母室に呼んだ事等を主として聞かせる始めはいやな顔をしたが案外あっさりと承知し着更えの後あいさつをして出かける」との記載。 |
|  |

なお、福祉施設から提供された資料によると、家族構成の記入欄等のほか、「健康等」の項目の中に優生手術の未実施・実施済を選択できる欄が設けられていた精神薄弱児（者）相談カード（要施設入所）（福祉事務所で使用）、身体状況の項目の中に優生手術の実施状況の選択肢が設けられていた個人記録簿（福祉施設等で使用）が見られた。

優生手術に関する項目を含む書類の例

|  |
| --- |
|  |
| **〇福祉事務所の精神薄弱児（者）相談カード（要施設入所）**

|  |  |
| --- | --- |
| 優生手術 | 未実施・実施済（　　　） |

**〇個人記録簿**・身体状況の項目中の優生手術の欄1．実施済（　年　月頃）　2．未実施　3．今後必要4．必要ない　［1から4のいずれかの項目に丸印を付け、実施済みの場合、年月を記入。］ |
|  |

### ３　厚生労働省関係施設

#### （1）調査票への回答内容

15の厚生労働省関係施設全てから調査票への回答があった。

（ⅰ）優生手術関連資料等の保有状況について

|  |
| --- |
| 問１　貴施設の優生手術に関する記録や資料等の保有状況について、当てはまるものを選択してください。（☑は１つ）□保有している　　□保有している可能性がある　　□保有していない又はその可能性が高い□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

優生手術に関する記録や資料等の保有状況を尋ねたところ、「保有している」が13施設（86.7％）、「保有していない又はその可能性が高い」が2施設（13.3％）であった。〔表 88参照〕

表 88　厚生労働省関係施設における資料等の保有状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施設数 | 割合 |
| 保有している | 13 | 86.7% |
| 保有している可能性がある | 0 | 0.0% |
| 保有していない又はその可能性が高い | 2 | 13.3% |
| その他 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 15 | 100.0% |

|  |
| --- |
| 問２　問１で「保有している」と回答いただいた方に伺います。下記から保有している資料等の種類について当てはまるものを選択してください。（☑はいくつでも）当てはまらない資料等がある場合は「その他」に具体的な内容をご記入ください。□優生手術申請関係書類（優生手術申請書、健康診断書、遺伝調査書、同意書等の優生手術の申請に係る記録）□優生手術決定関係書類（優生手術適否決定通知書、優生手術実施医師指定通知書、優生手術実施報告票等の手術の実施が決定した後の記録）□その他優生保護審査会関係書類（優生保護審査会の資料、議事録等の記録）□診療記録（カルテ等）又はケース記録□優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

問1で資料等を「保有している」と回答した13施設に、保有している資料等の種類について尋ねたところ、「診療記録（カルテ等）又はケース記録」が11施設と最も多かった。次いで、「優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料」が4施設、「優生手術申請関係書類」、「その他」が3施設であった。「その他」としては、入所希望調書や国立ハンセン病療養所での園内結婚届・承諾届等であった。〔表 89参照〕

表 89　厚生労働省関係施設が保有している資料等の種類(複数回答)

|  |  |
| --- | --- |
|  | 施設数 |
| 優生手術申請関係書類 | 3 |
| 優生手術決定関係書類 | 0 |
| その他優生保護審査会関係書類 | 0 |
| 診療記録（カルテ等）又はケース記録 | 11 |
| 優生手術に関連する行政機関からの通知、学会誌・会報誌・記念誌等の記事を含む資料 | 4 |
| その他 | 3 |

|  |
| --- |
| 問３　問１で「保有している」と回答いただいた方に伺います。当該保有している優生手術に関する記録や資料等について、当方に写しを提供していただくことは可能ですか。（☑は１つ）□資料の全てを提供できる　　　□資料の一部を提供できる　　　□資料を提供できない□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）資料等の全て又は一部を提供いただけない場合、差し支えない範囲でその理由をお知らせください。 |

問1で資料等を「保有している」と回答した13施設に、保有している記録や資料等について写しの提供は可能か尋ねたところ、約半数から資料の全てを提供できるとの回答があった。提供できないと回答した理由は、個人情報保護の観点、本人等の同意が得られないとするもの等であった。〔表 90参照〕

表 90　厚生労働省関係施設の保有資料の提供（意思）状況

|  |  |
| --- | --- |
|  | 施設数 |
| 資料の全てを提供できる | 6 |
| 資料の一部を提供できる | 5 |
| 資料を提供できない | 2 |
| その他 | 0 |
| 合計 | 13 |

##### （ⅱ）優生手術の実施状況等について

　問4から問9では、厚生労働省関係施設が保有する記録や資料等のほか、現・元職員の証言等に基づいて、可能な範囲での回答を依頼した。

調査票への回答は、以下のとおりであった。

|  |
| --- |
| 問４　貴施設の入所者等のうち、優生手術を受けた方はいらっしゃいましたか。いらした場合、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯、優生手術が入所者等のその後の生活に与えた影響等を下記にご記入ください。 |
| **【結婚に際して手術をした事例】（6件）** |
| 〇当施設の入所者で優生手術を受けた方は大勢います。入所者が優生手術を受けた事例は、入所者同士で結婚する際のものがほとんどだと思います。園長宛の結婚届の（備考）欄に優生手術を「行った」「行う」「行わない」の記載があり、該当箇所に〇印をつけるようになっていました。当時結婚する際には、優生手術をどちらか一方が受けることが通例になっており、ほとんどの場合男性が手術を受けています。男性が手術を受けることがほとんどであったという理由として、女性の身体に傷をつけるわけにはいかないという気持ちからだったと男性入所者から聞いたことがあります。 |
| 〇優生手術は園内の結婚の条件であったと言われており、夫婦部屋をもらいたい方は当然のように手術を受けたとの入所者の証言がある。子孫を残せなかったことが最大の喪失と言う入所者は少なくない。 |
|  |
| 〇1997年に当園入所者を対象とした聞き取り調査の結果では、回答した男性186人の59人が不妊手術を受けており、そのうち56人が「強制的であった」と回答しました。手術を受けた時期は1938年から1965年まででした。当初は園内結婚の前提として、のちに結婚後に妻が妊娠した場合に夫の不妊手術と妻の人工妊娠中絶が行われたという証言がありました。生活に及ぼした影響として、社会復帰の希望が手術を受けた人で少ない傾向が見られました。 |
|  |
| 〇結婚して夫婦舎に入る場合は、男性または女性のいずれかに優生手術を受けてもらうという暗黙のルールが存在していた。当初は男性が手術をしていたが、ある時期から女性が手術をするようになった。また、個々の理由により、男性、女性または両方の場合が存在した。手術を受けた夫婦は子どもを持てないことから、子どものいる家族生活を経験できないのみならず、死後においては、遺産の相続・処分等に難儀されることにもなった。 |
| 〇妻の妊娠発覚後に堕胎と引き換えに夫の断種手術を行った事例を数件確認できた。入所者夫婦では園内で出産・育児ができないことを苦慮し「仕方ない」「社会に出ても生きられない」「堕胎を繰り返すのは辛い」との思いで断種に応じていたとの証言があった。結婚後、夫婦舎に入る権利を得るためには断種手術が必要とされていた。今でも子供が生まれていたら何歳と考えて落ち込んでしまうことがあるとの証言があった。 |
| 〇当園を通して一時金支給申請を行ったのは、別紙の3件。別紙　問４　優生手術を受けた経緯について～入所者の証言～＜Ａ氏＞［施設名］はハンセン病施設であり、私は入所者である。ハンセン病患者に対しては、当時、断種・堕胎が行われており、私も手術を受けた。初めは園にいた医者がやったが、失敗だったようでその後（［年］）長女が生まれた。長女が生まれたあと、県外から医者が来てもう一度手術をした。その後は子共ができなくなった。＜Ｂ氏＞22歳の時、［年］頃に園から言われて手術を受けた。手術をした先生は、衛生兵あがりの外科の先生だった。先生と言っても本当の医師ではない。名前は［個人名］と言う。［市名］内の［地名］というところに住んでいた。その手術の後は子どもはできたことはない。＜Ｃ氏＞ハンセン病患者として［施設名］にいた。［施設名］でも断種・堕胎が行われていた。手術は2回受けた。1回目は［個人名］という人がいて、その人がやった。この人は本当の医者じゃなく兵隊で医療兵だった。1回目は失敗した。2回目は本土から医者が来て手術をした。 |
| **【その他】（7件）** |
| 〇優生手術を受けた方が数十名おりました。※Ｈ30.9.3調査の内訳は、入所利用者：228名中8名実施、死亡者316名中13名、退所者172名中6名　計27名　※Ｒ4.6.23　退所者1名追加。計28名（実施の背景）施設入所前に実施、または女性においては初潮を迎えた頃に実施等。 |
| 〇いました。 |
| 〇優生手術を受けた方はいるが、詳細については不明。 |
| 〇優生手術を受けてものは、複数名いる。 |
| 〇当園入所者のうち、過去に優生手術を受けた方はいます。旧優生保護法一時金の支給請求を行い認定された当園入所者は19名（男性18名、女性1名）です。 |
| 〇平成31年4月25日付通知文書に基づき、福祉室MSWが入所者一人ひとりに法律の趣旨を説明し聞き取り調査を行った。調査の結果、4名の入所者から手術を受けたとの回答があった。しかし診療録の記載内容を確認したが、手術に関する記載はなかった。調査期間：令和元年5月13日～14日　4名については「旧優生保護法一時金支給請求書」ほか必要書類を厚生労働省子ども家庭局母子保健課に提出し、［年月日］付けで一時金支給が認定され、［年月日］に一時金が支給されている。 |
| 〇保有している資料等から優生手術を受けた事実は確認できたが、優生手術後の入所者等の生活に与えた影響等は確認できなかった。 |
| **【なし】（1件）** |
| **【無記述】（1件）** |

|  |
| --- |
| 問５　本人の同意のない優生手術の承認申請又は執刀を行う際、将来子供を作ることができなくなることについて、患者の方・障害をお持ちの方本人に説明をしていましたか。当時の状況等について、何かご存じのことがあれば下記にご記入ください。 |
| **【説明の有無に関する事例】（4件）** |
| 〇保有する資料内（入所者自治会発行の証言集）から、本人への説明はあったと思われる記載はあった。 |
| 〇職員の知りうる限り、手術前に説明を受けたという方はいない。子どもが産まれても育てられないという点ばかりが先行していたように感じる。 |
| 〇説明はしていません。当時の状況として優生手術を行う前に、「承認しない」という決断ができる環境がなかった。女性は妊娠すれば堕胎しなければならない環境であった。 |
| 〇園内に暗黙のルールとしてあり、本人たちは子どもが持てなくなる手術であることは知っていたと思われる。説明がなされたことは不明。 |
| **【同意書に関する事例】（3件）** |
| 〇詳細は不明ですが、同意書はとっていたようです。しかし、残ってはいないようです。 |
| 〇優生保護法制定後、当園ではすべての際に同意書を取っています。ただし、実際に本人にどの程度詳しく説明をしていたかどうかは不明です。 |
| 〇優生保護法第3条、第14条に基づく優生手術、人工妊娠中絶を行う旨の同意書が医師から取られているが、入所者自身は記載の記憶がない者もいる。口頭尋問により、医師が同意書を記載していたという入所者の証言もある。 |
| **【その他】（1件）** |
| 〇夫婦舎をもらうために断種手術をした方や、妻が妊娠して「断種手術をしないと堕胎をしない」と言われ手術をするしかなかった方もおられた。 |
| **【なし・不明等】（5件）** |
| **【無記述】（2件）** |

|  |
| --- |
| 問６　本人同意による優生手術であっても、入所者等本人の意思確認が不十分であったり、周囲からの圧力によりやむを得ず同意したといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。 |
| 〇年代によって違いますが、結婚の条件が優生手術だったようです。 |
| 〇園内で結婚する条件として、どちらか一方が優生手術を受けることは、妻が高齢で妊娠の可能性が極めて少ないなどの特別の理由がない限り暗黙の了解のようになっていたようで、同調圧力のようなものはあったと思われます。 |
| 〇園内で、結婚＝断種であった時代は、断種しなければ結婚は不可能という雰囲気があったという。男性が病弱なカップルの場合、女性が手術を受けたというケースを聞いたことがあるが、いずれも故人であり、確認できない。 |
| 〇施設（ハンセン病療養所）内では、結婚及び異性とのパートナー関係が結ばれる前に男性が優生手術を受けることが慣例となっていた。また、子どもができた場合は堕胎をするのが当然とされていた。 |
| 〇同意の上であっても同意するしかない状況を施設が作っていた。夫婦舎をもらえない・堕胎手術を行わない等（堕胎についても施設では出産育児ができない環境であってハンセン病患者の根絶を目指しての取り組みの一環であった）の上で同意させていた。 |
| 〇保有する資料（入所者自治会発行の証言集）により確認できた。 |
| 〇事実関係は不明ですが、聞いたことはあります。 |
| 〇入所者を対象とした聞き取り調査は当園の他、［施設名］と［施設名］で行われたが、いずれもほとんどの人が「強制的であった」と回答していること、事実上、出産は認められていなかったことから、全員が実質的に強制的であったと考えられます。従って本人の同意があったとしても正当な同意とは言えないと考えられます。 |
| 〇圧力の有無は不明であるが、園内の暗黙のルールでやむを得ず、あるいは当たり前として、承諾・同意したという証言は多い。 |
| **【なし・不明等】（4件）** |
| **【無記述】（2件）** |

|  |
| --- |
| 問７　入所者等に対し、行政機関（自治体、保健所等）から優生手術を受けるよう働きかけがあったといった事例を聞いたことがありますか。若しくは、管理・運営上の観点から、施設側から優生手術を受けるよう求めるといった事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。 |
| 〇記録原文のママ：［地名］相談所で施設にいれるであればそれなりの準備しろといわれ15才の時優生手術（卵管結さく？）虫すいも。 |
| 〇結婚したい場合、入所者の親代わりの入所者へ相談し、医師のところへ行くようにアドバイスされた。医師より、「では、〇〇日に」と指定されたという話を入所者から聞いた。 |
| 〇入所者等に対し、行政機関（自治体、保健所等）から優生手術を受けるよう働きかけがあった事例は聞いたことがありません。当園では、「患者結婚の願書（患者結婚許可について）」と「優生手術の依頼書（優生手術願）」が同一書面中にあり、入所者の園内結婚申請の条件として優生手術の同意を求めていました。 |
| 〇園内結婚を分館（事務所）に届け出たら、追って手術日を通知されたという証言があります。 |
| 〇当事者からは、入所者自治会が優生手術を受ける人の名前を放送で呼び出し、順番に受けさせていたという話を聞いた（昭和24～25年頃）。 |
| 〇行政機関（自治体、保健所等）から優生手術を受けるよう働きかけがあったという事例については、記録がない。園や入所者自治会は、逃亡防止の観点から、園内で夫婦になること（結婚）を奨励していた。［年］に夫婦寮（舎）がつくられるようになったので、入寮するために手術を受けた者もいた。 |
| 〇施設側から手術を受けるように求められることがほとんどであった。 |
| **【なし、不明等】（7件）** |
| **【無記述】（1件）** |

|  |
| --- |
| 問８　入所者等に対して優生手術が行われた際、法令で定められた術式（精管切除結さつ法 等）ではなく、子宮の摘出や放射線照射といった術式が用いられた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。 |
| 〇子宮の摘出での術式が用いられた記録あり。記録原文のママ：優生手術により子宮摘出 |
| 〇入所した時、既婚者妊娠中であった。入所後夫の元へ帰れないし、子どもを育てることもできないので施設のすすめで中絶したとのこと。その際、子宮摘出であったかもしれないとあいまいな記憶の入所者がいる。 |
| 〇男性は園内で断種手術を行っていたが、女性は園外の婦人科で手術を行っていたケースもあったようで、術式等の記録はない。 |
| 〇調査によると、当園での不妊手術は男性のみでした。放射線療法については聞いてはいませんが、医師の資格を持たない「看護助手」が手術を行っていたという証言があります。 |
| 〇卵管や子宮に合併病変があるような限られた症例において、子宮の摘出などの法定術式以外の術式があった。放射線照射は全くない。 |
| **【なし・不明等】（9件）** |
| **【無記述】（1件）** |

|  |
| --- |
| 問９　昭和24年以降、国は、優生手術の際にやむを得ない限度において身体拘束や嘘をついて欺くことも認める旨、各自治体に通知していました。そのような手段を用いて優生手術が行われた事例を聞いたことがありますか。他の施設での事例を含め、何かご存じのことがあれば、当該事例の内容や背景・経緯等を下記にご記入ください。 |
| 〇優生保護法制定後、当園ではすべて同意書を取っています。手術時の麻酔方法についてカルテに記載が無いため、詳細は不明です。ただし、女性の手術は全身麻酔によりますが、上記事例に該当していないことを現入所者には確認済みです。 |
| 〇強制隔離を行ったうえで同意せざるを得ない状況を作って断種を行っていたのでほぼ強制であった。 |
| **【なし・不明等】（11件）** |
| **【無記述】（2件）** |

##### （ⅲ）その他

|  |
| --- |
| 問10　上記のほか、優生手術等の実施をめぐりご存じの事項、このような事態を二度と繰り返すことがないようにするための方策についてご意見等があれば、下記にご記入ください。 |
| 〇当園では、旧優生保護法が施行される以前から、結婚する入所者に対して生殖を不能にする手術が行われていました。そのため、旧優生保護法一時金支給法の対象からもれてしまい、申請したが受理されなかった入所者がいました。また、園内での生活を強いられた入所者は、子どもを産んだとしても育てることはできないだろうと諦念に至り、優生手術に同意したと聞いたことがあります。このようなことが起きないようにするためには、障害や病気などに対する無知や偏見からくる差別や過度の恐れをなくす必要があるのではないでしょうか。正しい知識を身につけ、正しく理解することが大切だと思います。 |
| 〇優生手術等の実施をめぐる事実関係を正確に把握・究明のうえ、反省すべきは真摯に反省し、後世、未来永劫へと正しく伝えていくことをもって、今後、こうした特定の疾病や障害を有すること等を理由として、生殖を不能にする手術等を受けることを強いて、心身に多大な苦痛を受けさせるような事態を二度と生じさせることの無き様、「人権啓発活動」に鋭意取り組んでいくべきこと。（園長）ハンセン病療養所では結婚は優生手術で許可された。なぜ、昭和23年からなのか、それ以前は社会保障がなかったからか。人の親でありたかった。おじいちゃんと云って走り寄ってくるミルクの匂いのする孫をやっぱり抱きたかった。（自治会長） |
|  |
| 〇ハンセン病療養所では［個人名］により大正時代から優生手術を奨められ、手術が行われていた。子どもを出産しても、療養所内で子どもを育てる困難さがあった。また、子どもを引き取って育ててくれる環境もなかった。妊娠がわかると、女性は流産するように努力をし、それを見ていた男性は、女性に辛い思いをさせないために断種の手術をすすんでするようになっていた。何十年もかけて、療養所内で妊娠は女性入所者にとって「恥ずかしいこと」という意識が植え付けられ、入所者同士で自主規制することにつながっていった。入所者じゃない人から妊娠に関する一般的な感情「妊娠は喜ばしいこと」を改めて教えてもらわないといけないくらいだった。民族浄化の一端であると思う。優生思想も含め、病気や障害で人間を選別し、機会を与えないといった差別をしないでほしい。 |
|  |
| 〇ハンセン施設は患者の根絶のために強制隔離、断種を国策として行っていたのでその事実が忘れられないように継承していく必要がある。 |
| 〇過去において実施された優生手術をめぐり当時の社会情勢、思想的な背景を含め、啓発活動の一環として学ぶ場を提供していく等の方策等が考えられる。 |
| 〇職員に対し、啓発活動をする。 |
| 〇不妊手術を開始・提唱した［個人名］が園長であった［施設名］では、不妊手術を受けた男性の割合が44％と当園や［施設名］よりも高く、特に1954年までは園内結婚した男性のほぼ全員が手術を受けていました。再発防止には園長の独断・独善で施設が運営されることの無いよう、施設の運営に市民が参加する仕組みが必要と思われます。 |
| 〇誤った優生思想を持つ専門家や政治家達への歯止めをかける何らかの方策が必要では？  |
| 〇記載する欄がありませんでしたので、こちらへ記載させていただきました。令和元年度に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に関する記録調査」及び「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた入所者に対する一時金請求書の提出」がありましたが、これらが全てであり、他に提出するものはありません。自治会長からも照会・調査がある度に「既に終わったことなので、今更過去のことに触れてほしくない。そっとしておいて欲しい。」とのコメントを発出しております。調査等を入所者の方々にすればするだけ、本人達を傷つけてしまうことをご理解していただけませんでしょうか。 |
| **【なし】（2件）** |
| **【無記述】（4件）** |

（2）厚生労働省関係施設から提供された資料の記載内容等

11の厚生労働省関係施設から、保有する約800枚[[21]](#footnote-22)の優生手術に関する資料の写しが提供された。提供された資料における優生手術に関する記載内容を、以下の項目に分けて整理した。

（ⅰ）他の手術等と同時期に行われた優生手術の記録

厚生労働省関係施設から提供された資料によると、他の手術と併せて優生手術の実施に関する記録が記載されていた事例が見られた。それらの主な事例は、次のとおりであった。

他の手術等と優生手術の記録が記載されていた主な事例

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和30年代後半、10歳代後半、女性、病名不明**・入所者カード「［個別名］相談所で施設にいれるであればそれだけの準備しろといわれ15才の時、優生手術（卵管結さく？）虫すいもとる」との記載。**〇昭和40年代前半、30歳代後半、女性、「重度精神薄弱」、言語障害、歩行障害**・入所者カード「誰かにいたずらをされて妊娠をし、10ヶ月でおろしたが10日目に死亡した、その時に優生手術をした、先月月経が10日にあった、今月はない」との記載。 |
|  |

（ⅱ）子宮摘出、優生手術後に生理がない旨等

厚生労働省関係施設から提供された資料によると、子宮摘出や優生手術後生理がない旨が記載されていた事例が見られた。それらの主な事例は以下のとおりであった。

子宮摘出等の主な事例

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和20年代後半、10歳代前半、女性、「中等度精神薄弱」**・入所者カード「初潮と同時に子宮切除をなす（優生保護法により［病院名］で手術）」との記載。**〇昭和30年代前半、10歳代前半、女性、「脳性麻痺」**・入所者カード「［年齢］　子宮摘出」との記載。**〇昭和30年代後半から昭和40年代前半、10歳代後半から20歳代前半、女性、「脳性麻痺」**・入所者カード「［年齢］頃、母親が脳軟化症で入院している時、母親の承諾もなく、預かり主の方で、病院で手術し、子宮をとっていた。そのため、生理なし。」との記載。**〇昭和40年代前半、10歳代前半、女性、「精薄重度・情緒障害」**・入所者カード「［年月］子宮摘出手術を受ける。現在月経なし」との記載。**〇昭和40年代前半、20歳代前半、女性、病名不明**・入所者カード「［年］に優生手術を行う。」、「施設に入れる予定でいた為生理がない方が良い、というのでそれのOpeに連れていった所、足の方もOpeしろと言われた。」、「生理の手術の時に、Appe[[22]](#footnote-23)もとってある」との記載。**〇昭和40年代後半、10歳代後半、女性、「精神遅滞（重症）難聴」**・ケース記録「［月日］［病院名］内診妊娠5ヶ月と診断される［略］入園以前にすでに妊娠していたと言うことを母親に医師が話される。［略］［月日］医師及び区長、寮長、母親話し合いの結果胎児摘出手術をすることに決定した。［月日］帝王切開手術と子宮摘出手術による永久不妊手術を優生保護法適用に基きされる為入院予定」、「［月日］手術実施」との記載。 |
|  |

優生手術後に生理がない旨の記載がある主な事例

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和30年代前半頃、年齢不明、女性、出産後脳感染症性**・入所希望者調書「生理は断種のためない（もう10数年以前に［地名］で実施）」との記載。**〇昭和30年代後半から昭和40年代前半、20歳代前半、女性、病名不明**・入所者カード「7、8年前、手術し、生理をとめる」との記載。**〇年代・年齢不明、女性、病名不明**・入所者カード「手術をした。－その後太り始めた。」、「現在生理はない」、「優生手術をして無生理」との記載。 |
|  |

（ⅲ）優生手術後の状況

　厚生労働省関係施設から提供された資料によると、優生手術後に身体的、精神的影響等が生じた旨が記載されていた事例が見られた。それらの主な事例は、次のとおりであった。

優生手術後の身体的、精神的影響等の主な事例

|  |
| --- |
|  |
| **〇昭和20年代後半、10歳代後半、男性、「種痘後脳炎による精薄」**・入所者カード「［年齢］才頃女の人を追いまわして困ったので去勢手術をした。警察からも去勢手術をするように言われたので、その後、快活さを失ない、風呂に入らなかったり、小便を途中で止めてしまったり、ツメを切らせなかったり、1日中ぼんやりしていたり、行動上の変化が著しかった。1年以上この病状は続いた。」との記載。**〇昭和30年代後半、10歳代前半、女性、「精神薄弱」**・入所者カード「［年齢］才時優生手術（卵管結紮）、現在子宮の発育が未発達で生理不順。体全体の毛髪が薄い。ここ4～5年前から頭髪が特に薄くなったという。」との記載。**〇昭和40年代後半、20歳代前半、男性、「高度薄弱」**　・入所者カード「マスタベーションがはげしく優生手術をした［略］手術後マスタベーションはなくなり、その後陰毛をむしってしまった」との記載。 |
|  |

（ⅳ）ハンセン病療養所から提供された資料における優生手術に関する記述

厚生労働省関係施設のうち、ハンセン病療養所からは、備考欄に優生手術を「行つた」「行う」「行わない」との記載があり、該当箇所に〇印を付けるようになっている園内での結婚届や、結婚届とセットで保存されている優生手術の承諾書（「私達が結婚致すに際して優生保護法の適用を受けることを承諾します」との記載がある。）など、園内における結婚の条件として優生手術が行われたことが確認できる資料が提供された。〔図 22参照〕

図 22　全国のハンセン病療養所から提出された資料（一部）

|  |  |
| --- | --- |
| 結婚届園長宛の結婚届。この届には、優生手術を「行つた」、「行う」、「行わない」を選択する（備考）欄が設けられていた。提供された6枚の結婚届（昭和30年代に使用）のうち5枚は「行う」に〇印があった（1枚はいずれにも〇印なし）。結婚届には、本人以外に保証人2名の署名欄があった。 | 同意書旧優生保護法第3条若しくは第12条による優生手術又は人工妊娠中絶を行うことに同意する旨の本人及び配偶者連名の同意書。左の結婚届とともに提供された。なお、宛先は都道府県優生保護委員会 [[23]](#footnote-24)であった。 |
| 結婚届・承諾届結婚届と承諾書がセットで保存されていた。分館長宛の承諾書に、「私達が結婚致すに際して優生保護法の適用を受けることを承諾します」との記載がある。 |

　このほか、各地のハンセン病療養所内で優生手術が実施されていた当時の状況を、入所者等が様々な思いとともに綴った、いわゆる「園史」が複数の施設から提供された。

ハンセン病療養所から提供された「園史」の一部を、以下に掲載した。

|  |
| --- |
| 「閉ざされた島の昭和史　国立療養所大島青松園入園者自治会五十年史」（大島青松園入園者自治会編、昭和56年発行）（282頁上段12行目～下段3行目） |
| 俗説による園内特殊語［略］≪治療関係のもの≫(22)　すじ切り輸精管切除の優生手術のことで、男子の避妊法である。手軽で障害が少ないとか、女尊男卑の習慣などから、島では男性が犠牲になるのが通例である。性を隠しごととか、穢れとした揶揄的呼び方であろう。だから、4、5日の入院中も妻や仲人が付添うのが例だが、看護賃も普通の7割だけ支拂われていた。医術の進んだ昨今は通い治療だけで済むし、専問語でワゼクトミーと患者間でも呼ぶようになつた。――他国では婚姻認可の前提に強制手術されるとか聞くが、当園では自由意志によつているので堕胎手術も時折りあるが、この方は体を損こない病気が重つたりするし、胎児を死産する道義感にも責められるので、進んで<すじ切り>を希望するしきたりになつている。国に優生保護法が制定されて以後は、手術を恥じたり、テレクサがる気風も廃れて来た。 |

|  |
| --- |
| 「名もなき星たちよ　今は亡き病友らに捧げる　星塚敬愛園入園者五十年史」（星塚敬愛園入園者自治会著、昭和60年発行）（40頁下段14行目～43頁下段22行目） |
|  |
| ワゼクトミーハンセン病療養所における所内結婚では、男子の輸精管切除による断種、すなわちワゼクトミー（断種手術）が絶対条件であった。この制度は、全生病院においては、すでに大正4年（1915年）より光田健輔院長によって採用されていたという。当時、わが国では、断種や人工妊娠中絶は法律によって禁じられていたにも関わらず、内務省は、患者の承諾書をとることを前提に、ハンセン病療養所におけるワゼクトミーを認めていた。そして、この制度は、半ば公然と全国のハンセン病療養所で採用されることになったのである。もともと断種手術は、悪質遺伝の絶滅などの目的で行われるべきもので、ハンセン病は、ライ菌の発見によって、伝染病であることはすでに医学界の常識となっていた。にもかかわらず、遺伝病でもなく、微弱な伝染力しかないハンセン病の患者に、なぜ断種手術を強制したのか。その理由としては、一、妊娠、分娩による負担から、女性の病状が極端に悪化する例が多い。二、療養所に入所している患者には扶養能力がなく、感染を防ぐ目的で、母親から分離される新生児の保育は、すべて施設側が負担しなければならない。三、産れる子供は、ハンセン病者の子弟ということで、将来、差別や迫害など、無用の摩擦を招く原因となる。などが挙げられているが、これはあくまでも表向きの理由であって、光田健輔の本当の目的は、患者に連なる血統を根絶することで、ハンセン病を撲滅する、ということにあったようである。というのは、昭和26年11月、光田健輔が参議院厚生委員会において行った証言で明白である。それによると、「――治療も必要でありますが、私どもまずその幼児の感染を防ぐためらい家族のステルザチョン（優生手術）ということも勤めてやらす方がよろしいと思います。らいの予防のため優生手術ということは、保健所あたりにもう少し、しっかりやってもらいたいと考えております。――」と述べているのである。［略］輸精管緊縛手術による断種方法が公表されたのは、1899年のことである。今日一般的に行われているのは、精子を放出させないために、精巣から陰茎に通ずる輸精管を、３ミリ程度切除する方法がとられている。かつては輸精管を緊縛するだけの施術を行ったことがあるが、たまに失敗する例があって、夫婦の間に無用のトラブルを生じさせる種になった。断種手術については、いつまでも腰の痛みが続いたとか、手術して数日はバカ立ちして始末に困った、といった話もよく聞かされた。また、神経型の患者ではほとんど変わらないが、結節型では断種手術によって、いちじるしく男性機能が低下し、後にはすっかり駄目になるといい、俗に「すじ切り（断種）3年」といったりした。敬愛園が開園したときには、歴史の長い他園では、すでにこの断種は広く採用され、制度化されていた。［略］戦後、園内における男女交際が自由になったことに伴い、昭和22年には、断種件数がいっきょに41件という最高記録となった。そして23年7月、優生保護法が施行されて、ハンセン病患者の優生手術も合法化され、人工妊娠中絶も容易となった。公式記録にアボルッス（流産）の記述が登場するようになったのは、昭和25年以降のことである。それ以前には、どれだけ入園患者たちの胎児が闇に葬られたか記録はない。またこの頃から、園内結婚の条件として断種手術が強制されなくなった。これも戦後の人権尊重の所産といえようか。だが、夫婦寮への入居順位は、断種手術を受けた順番で決められていた。いくら早く結婚していても、断種手術のすんでいない者は後廻しにされ、それは妊娠の可能性の全然考えられない高齢者でも例外ではなかった。［略］昭和28年、施設側幹部と自治会との間で、断種手術問題について話し合ったのは、3月13日であった。この席で、夫婦寮入居条件としての断種手術について、自治会から質したのに対して、大西園長は、「今後は、ワゼクトミーを夫婦寮の入居条件としない。ただし、妻が妊娠した場合は、夫に断種手術を施すことは当然である。また、女性が妊娠したときは、なるべく早く申出て、不幸を招かぬよう（妊娠中絶の時期を失しないよう）入園者側も協力してもらいたい」と発言し、以後の園内結婚は、なんらの制約を受けることもなくなり、夫婦寮へも入居が可能となった。その後入園者の高齢化にともない、昭和45年以降は、ワゼクトミーの記録はない。 |
|  |

|  |
| --- |
| 「命ひたすら　療養50年史」（国立療養所沖縄愛楽園入園者自治会、平成元年発行）（398頁右段13行目～403頁左段5行目） |
|  |
| 5．無惨！ワゼクトミー物語［略］1915年（大正4年）4月から、光田は東京全生病院でワゼクトミーを採用し、患者間の結婚、出産問題の解決を計った。当時患者にワゼクトミー希望者を募ったら、30人程応募者があった。しかし、内務省では、ワゼクトミー実施について、身体障害罪にふれないように、患者から承諾書をとっておくように指示していた。光田は「囚人は特赦があって天日を仰ぐ日もあるが、しかしハンセン病は癒ゆる日なく光明あることなしと、生涯隔離以外策なし」としたが、先見の明がなかったといわれても仕方がない。今日では治るようになったし、また、自然治癒の例も決して少くなかった。1948年（昭和23年）7月13日公布の法律156号の優生保護法では「本人または配偶者がハンセン病疾患にかかり且つ子孫にこれが伝染するおそれのあるものは、医師の認定により本人の同意並びに配偶者の同意を得て、優生手術が出来る」とされている。ハンセン病の現状は、入園者の80％以上が菌活動の停止している者であるから、同法はもはや死文化同様である、といえよう。戦前は退園したい場合や夫婦寮に入寮したい時は、ワゼクトミーを受けることが条件となっていたが、戦後はプロミンなど新治療が開発され、1957年（昭和32年）11月からは、各療園ともワゼクトミーを受けなくても退園も夫婦寮への入寮もできるようになった。上原信雄編著「阿檀の園の秘話」の中に次の証言がある。「戦前の愛楽園では、入園者同士が結婚すれば、ワゼクトミーを受けるよう園当局から勧告されるのが常であった。そして、この勧告に従わずに妻が妊娠した場合、夫は再び勧告を受け、妻もまた胎児の処置をしてもらわなければならず、もしこれを拒絶すれば、夫婦は園から追放された。つまり、どうしても子供が欲しければ、夫婦は園外で子供を生み育てるしかなかった。当時の入園者はこれらの事情をよくわきまえていたから、結婚やワゼクトミーの問題について、かつて“一心会事件”などもあったが、園当局のピューリタン的教育により、入園者同士の結婚する者の数もそう多くはなかった。ところが、戦争が激化し、特に1944年（昭和19年）10月10日の大空襲に見舞われるに及んで、入園者の間に確立されていたかに見えた結婚観はがらりと崩れ去り、ワゼクトミーの事など考えることなく、多くの若い人たちが事実上の結婚へとゴール・インしていった。［略］園当局は、戦時下及び終戦直後のどさくさの中ではワゼクトミーのことにまで手をつける余裕などなかった。が、戦争が終結し、園内が落ち着きを取り戻すにつれて、園当局はワゼクトミーの問題を放置しておく訳にはいかなくなった。そこで、看護婦をして新しいカップルを調べ上げさせ、ワゼクトミーを受けるよう彼らを説得させて、つぎつぎに手術の運びに持っていった。戦前の場合と異り、ワゼクトミーの覚悟などまるで出来ていない者がほとんどであったので、彼らはこの用件で訪れる看護婦から逃げまわるのに懸命であった。結局は「赤ちゃんが出来たら困るじゃないか」とか「奥さんに苦しい思いをさせないために」等の殺し文句で勧告に応ぜざるを得なくなるのである。治らい薬のなかった当時としては、こういう考え方も仕方のないことであったのかもしれない。しかし、プロミン等の特効薬のお陰で、戦後はハンセン病も治癒するようになり愛楽園では1960年（昭和35年）頃からワゼクトミーも廃止された。多くの入園者が治癒して退園した。戦後園で生まれた子供たちや、既に廃校になった澄井小・中学校の卒業生たちも、高校、大学を卒業し、今や人の子の親となり、立派な社会人として活躍している。それにつけても気の毒なのは、こんな有難い世の中が実現したというのに、ワゼクトミーによって子供が生めなくなった人たちである。彼らはせっかく退園しながら、生涯子なき淋しさに耐え忍ばなければならないことだろう。（「ワゼクトミーの実施と廃止」。宮良　保）同じく同書から、怨念黙し難い社会復帰者の証言を見てみたい。「長い療養所生活で残酷で屈辱的な目に遭うことが種々あったが、その最たるものは断種であり堕胎であろう。20才になった青年が退園を申し出た。彼は左手の小指が少し変形しているだけで、体の他の部分は異常なく健常者と同じであり、無菌状態であった。医師は彼に断種の手術をうけることを条件に彼の申し出を許可しよう、といった。［略］当時、出口のない療養所から社会復帰することは奇跡とも考えられたことであったので、彼はこの人間復活ともいえる奇跡と引きかえに医官の条件に応じたのである。1組の夫婦が社会復帰したのであるが男は在園中、夫婦寮へ移るために条件として、断種されていたのであるから、もちろん2人の間には子供は生まれない。鎹のない夫婦の間には日がたつにつれ隙間風が吹き、近所の口も仲々にうるさい。とうとう女は、他の男へ走ってしまった。今では女は2人の子持ちである。子供欲しさに男は、東京の病院まで行って、ワゼクトミーの回復手術をお願いしたが、輸精管を結さくするだけでは、結さく糸が切れて、妻を妊娠させ、夫婦間にトラブルが起こったケースがあるので輸精管を1糎か2糎ぐらい切りすて結さくしてあるので、回復手術は出来なかった。妊娠していることが医局に知れたとき胎児はすでに約7カ月を過ぎていた。それでも医者は母体の危険を顧みず胎児の頭部に注射をうち、分娩させたのだが、さすがの医者も、死にきれずに生まれた胎児に、更に手を加えて殺すことはできなかったのか、傍らの台に放置しておいた。死を待つばかりの胎児を、心ある看護師が見つけ、手当てを施し、保育器で育て園内の保育所で養育した。3歳ごろまで頭の一部が注射の痕で凹んでいた。この幸運な（敢えて幸運な）子は、いまでは心身ともに健康な女性に成長している。夜、人通りが疎らになった頃、患者地帯の木麻黄並木の間を、白い予防着の婦長の姿がチラチラ見えるとき、それは断種か、堕胎の相手をみつけた時である。もの陰へよばれた男女は医局の意に従うか、さもなくば退園するか、の二者択一を迫られる。しかし、彼女はこの男女が酷い顔かたちを世間にさらす恐怖と、想像したこともない社会生活より、衣食住が保障され、気がねなく毎日が送れるこの楽園を選ぶだろう、ことは承知しているのであるから、いわば通告にきたようなものである。2、3日後、一般の治療の終わった人かげのない治療棟で、手術が行われる。独身の婦長は男性の性器こそらいの感染源であり、また兇器であるとばかりに10円かみそりで、ゴシゴシ剃毛していく。手術台の側には担当の医師が、これまでも幾十人の患者に、そうしたように、1人の男性を生殖不能の不具者にすべく、らいの治療とは全く関係のない手術を行うため立っている。興味半分に眺める新米医者が、2、3人眺める中でメスを入れられる。この瞬間、生を享けた証しとして己れの分身をこの世にのこすということは絶望となる。なぜか突然、故郷の家の先祖の位牌が、母の顔がうかぶ。らいを宣告されたとき以上の絶望感－。なにかに向かって叫びたい。叩きつぶしてやりたい衝動をおさえ、トタン屋根の釘穴からもれる光を凝視する。心の底深く、重くよどんでいるこの忌まわしい光景は、だれも想い出したくない。また語りたくもない。しかし、いま書いておかねば、らい者は飼い殺しの安穏な日々の中に、人間としての誇り、尊厳を埋没させている、と解されかねない。救らいの父ともいわれている光田健輔は、この手術が法に反することを承知の上で実施した、とのことであるが、彼は病者の間に生まれた子を＜未感染児＞ときめ断種と強制隔離こそが、らい撲滅、社会浄化の唯一の方法、と考えたに違いない。当時のらい医学の第一人者のこの考え方は、他の療養所でも実行に移された。隔離され、世間の目のとどかない場所で、世にでることを恐れる病者を相手に、長い年月にわたって続けられた犯罪行為である。そして、この行為に従事した人々は、彼らがいかに、一方では膿でよごれた包帯をとり換え、盲人の手をひき、友となって聖書を読み聞かせた、としてもらいを救った功労者ではなく、戦争で多くの敵を殺した軍人のようなものである。彼らは頂いた表彰状の字句を自らに言い聞かせ、その行間からもれる＜怨＞の声を気に留めようとはしない。」（了）「実習に来た看護学校生10数人が見ている中で手術された」「手術台の上で思わず涙を流した」「手術が済んで外に出た時、太陽がまぶしく卒倒しそうになった」等々、諦めて仕方なく上った手術台での暗い思い出は、澱のように当時者の脳裏からいつまで経っても消えないのである。「産児禁止」は開園当初から厳しく強制されてきたが、戦時中、明日への生命の保障のない極限の状況の中で、待避壕生活で、強い者に頼らざるを得ない女性と弱い者をいたわる男性の間に愛が芽生え、いつの間にか妊娠というケースが多くなった。非常事態下、園もこのことにかまっている余裕がなかった。しかし、戦後、ようやく落ち着きを取り戻した時、園は入園者自治会と協議して、懲罰審議委員会の問題事項として扱わしめた。自治会の記録からケースを拾ってみる。女性は堕胎の時期を失い、男性はワゼクトミーの恐怖から手術を拒み、2人は園から逃走した。戦後の貧しい生家は、2人を迎え入れてお産をさせて上げる余裕がなかった。夫婦は山の炭焼小屋を住みかに男の子を生んだ。けれども、出会う人たちの冷たい眼や不自由な暮らしに耐えきれず、親子3人山を下りて園に戻ってきた。まず子供は園の保育所に引き取られ、男はワゼクトミーを施されると共に、夫婦で懲罰審議会にかけられた。 |
|  |

|  |
| --- |
| 沖縄県ハンセン病証言集沖縄愛楽園編（沖縄県ハンセン病証言集編集総務局編、平成19年発行）（416頁） |
| 本章は戦後の愛楽園における断種・堕胎に関する15人の証言を収めている。聞き取り調査において、全体の約46％にあたる91人の話者が断種・堕胎の被害の有無について回答し、そのうちの約32％にあたる65人が本人または配偶者の経験として断種・堕胎について語った。［略］日本のハンセン病療養所における断種・堕胎は、ハンセン病を克服するためには患者の終生隔離とその子孫を断つことが必要であるとする政策のもとで実施された。男性の断種手術については、所内での結婚を許可する条件として、1915年に東京の第一区公立療養所全生園で導入された。正確な断種・堕胎の実施総数は把握されていない。厚生労働省が示す統計によれば、旧優生保護法に基づき、1949年から1996年までにハンセン病を理由として1551件の優生手術と7696件の人工妊娠中絶が実施された。この報告件数の多さは世界に類例を見ない規模である。愛楽園においても戦前から断種・堕胎が実施されていた。現存する古いカルテの中に1945年8月に「vasektomie」（断種手術）が行われたことを記録するものがある［略］。しかし多くの場合、断種・堕胎はカルテに記載されることなく実施された。断種手術をうけることを条件に退所を許された者もいた。1960年に宮古南静園の勤務医が断種・堕胎の実施を問題化しており［略］、その頃から愛楽園でも断種手術はなくなったとされている。なお1956年に琉球政府は本土法に倣う優生保護法を制定したが、米国民政府がこれを施行前に廃止している［略］。旧優生保護法が沖縄に適用されたのは1972年の施政権返還後である。ところで、本土と比較すると沖縄のハンセン病回復者には子どものいる人が多いといわれる。これには回復者数の多さやその平均年齢の低さの他に、次のような戦後の事情が理由の一つとしてあげられる。戦争で療養所は破壊されたが、再建はなかなか進まず、長らく夫婦舎も不足していた。入所者数は定員を大幅に超過しており、また職員数も少なく管理体制は十分でない。そのため結婚の条件としての断種は困難となり、通い婚が先行し、断種が行われるのは、妊娠が知られてからとなる。建前では断種が多くなれば堕胎の必要性は減るが、避妊具が普及していなかった療養所でその建前が崩れれば妊娠が多くなる。しかし、断種は必ずしも減ったのではなく、また堕胎と出産が多くなる。つまり、沖縄では出生した子が多かったとしても、堕胎された子も決して少なくなかった。そして出産か堕胎かの選択を迫られた入所者の中には、証言にあるように、現在も「解決できない疑問」を抱え込んでいる人がいる。 |

1. 依頼文書、調査要領及び調査票は本編500頁～514頁に掲載した。 [↑](#footnote-ref-2)
2. 資料枚数は、提供を受けた資料の用紙サイズにかかわらず、片面1ページ単位でカウントした。例えば資料2枚分を縮小して片面1枚に印刷された資料は1枚、両面に印刷された資料は2枚としてカウントした。 [↑](#footnote-ref-3)
3. Schwachsinn：精神薄弱 [↑](#footnote-ref-4)
4. Sterilisation operation：不妊手術 [↑](#footnote-ref-5)
5. Resectio ovarii：卵巣切除 [↑](#footnote-ref-6)
6. SS = Schwangerschaft：妊娠 [↑](#footnote-ref-7)
7. gyne = gynecology：婦人科 [↑](#footnote-ref-8)
8. Epilepsie：てんかん [↑](#footnote-ref-9)
9. Diag = Diagnose：診断 [↑](#footnote-ref-10)
10. Koitus：性交 [↑](#footnote-ref-11)
11. Vasektomie：ワゼクトミー、精管切除術、断種手術 [↑](#footnote-ref-12)
12. Famille：家族 [↑](#footnote-ref-13)
13. Kranke：患者 [↑](#footnote-ref-14)
14. Schizophrenie：統合失調症 [↑](#footnote-ref-15)
15. Kaiserschnitt：帝王切開 [↑](#footnote-ref-16)
16. Tubensterilisation：不妊手術（卵管） [↑](#footnote-ref-17)
17. ovarial cyst：卵巣嚢腫 [↑](#footnote-ref-18)
18. 回答のあった119施設の中で、5施設から共通した1件の回答があったため、回答施設数は115として整理した。 [↑](#footnote-ref-19)
19. ぐ犯少年：少年法（昭和23年法律第168号）に規定されており、20歳未満で、保護者の正当な監督に服しない性癖がある等の一定の事由があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年のこと。なお、令和3年の少年法改正により、18歳以上の少年（特定少年）については、ぐ犯を理由とする保護処分は行わないこととされた。 [↑](#footnote-ref-20)
20. 前掲注(161) [↑](#footnote-ref-21)
21. 前掲注(161) [↑](#footnote-ref-22)
22. Appe=Appendicitis：虫垂（炎） [↑](#footnote-ref-23)
23. 「厚生省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」（昭和24年法律第154号）により、「都道府県優生保護委員会」は「都道府県優生保護審査会」に名称が改められた。 [↑](#footnote-ref-24)